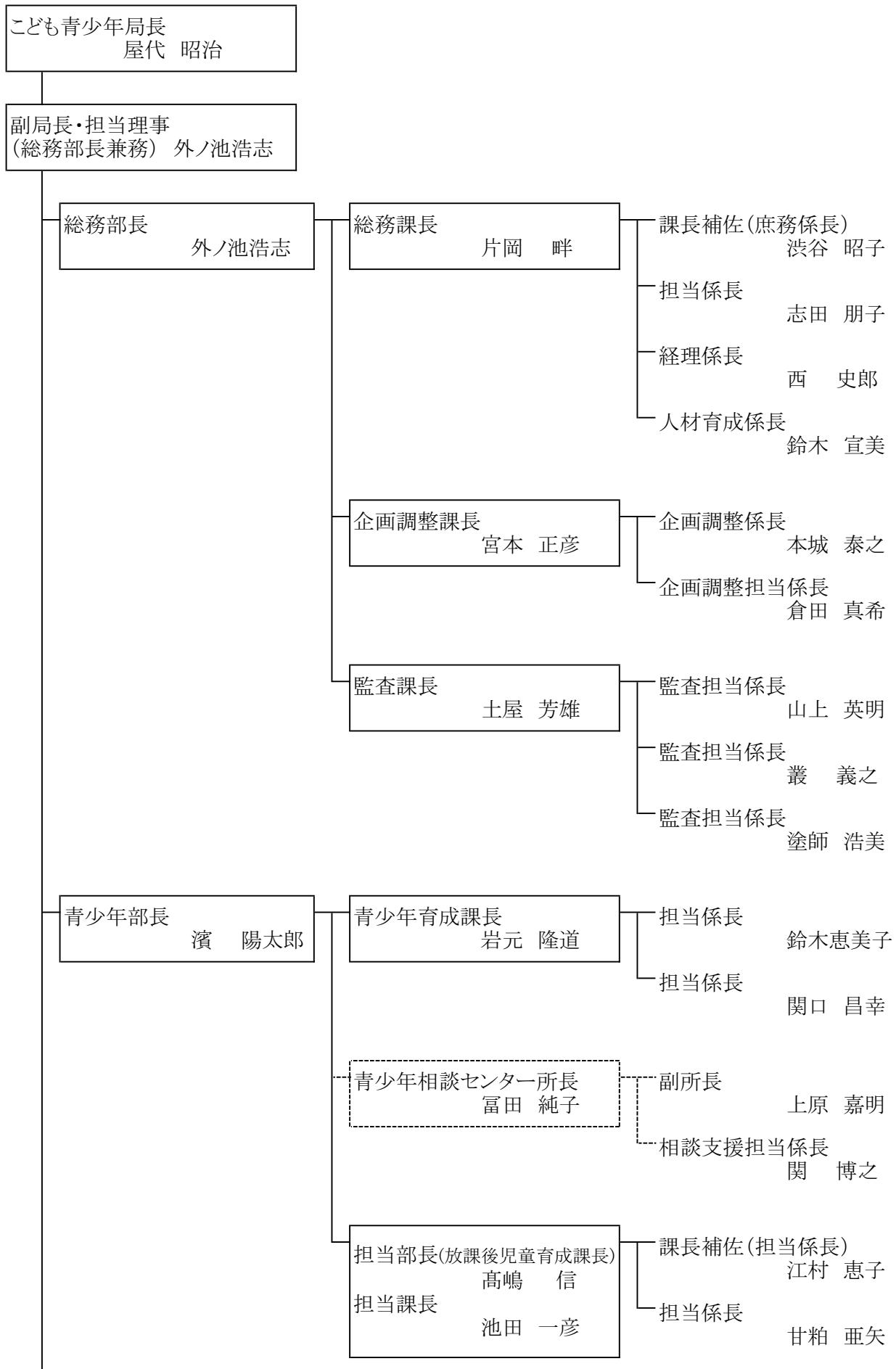


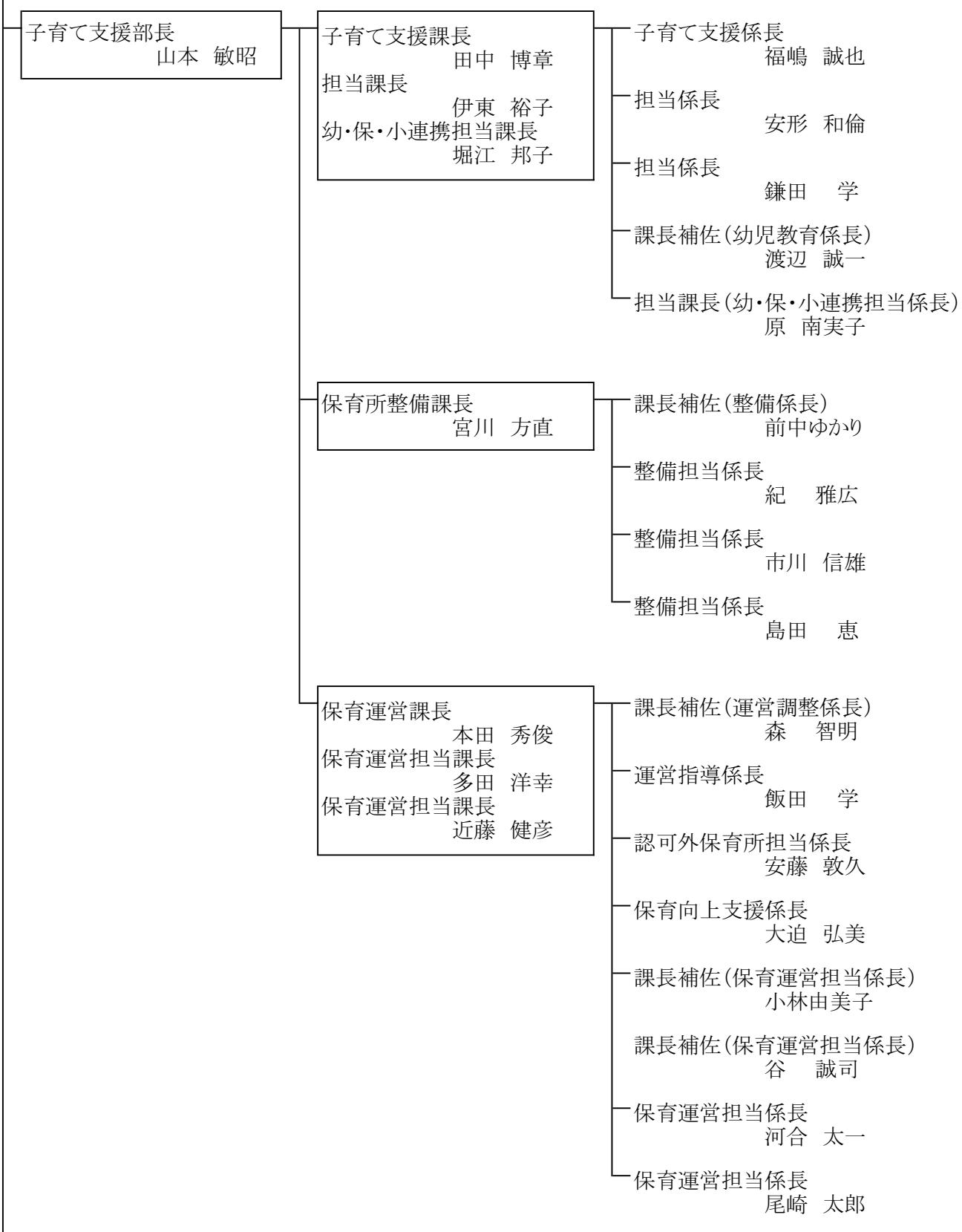
機構及び事務分掌

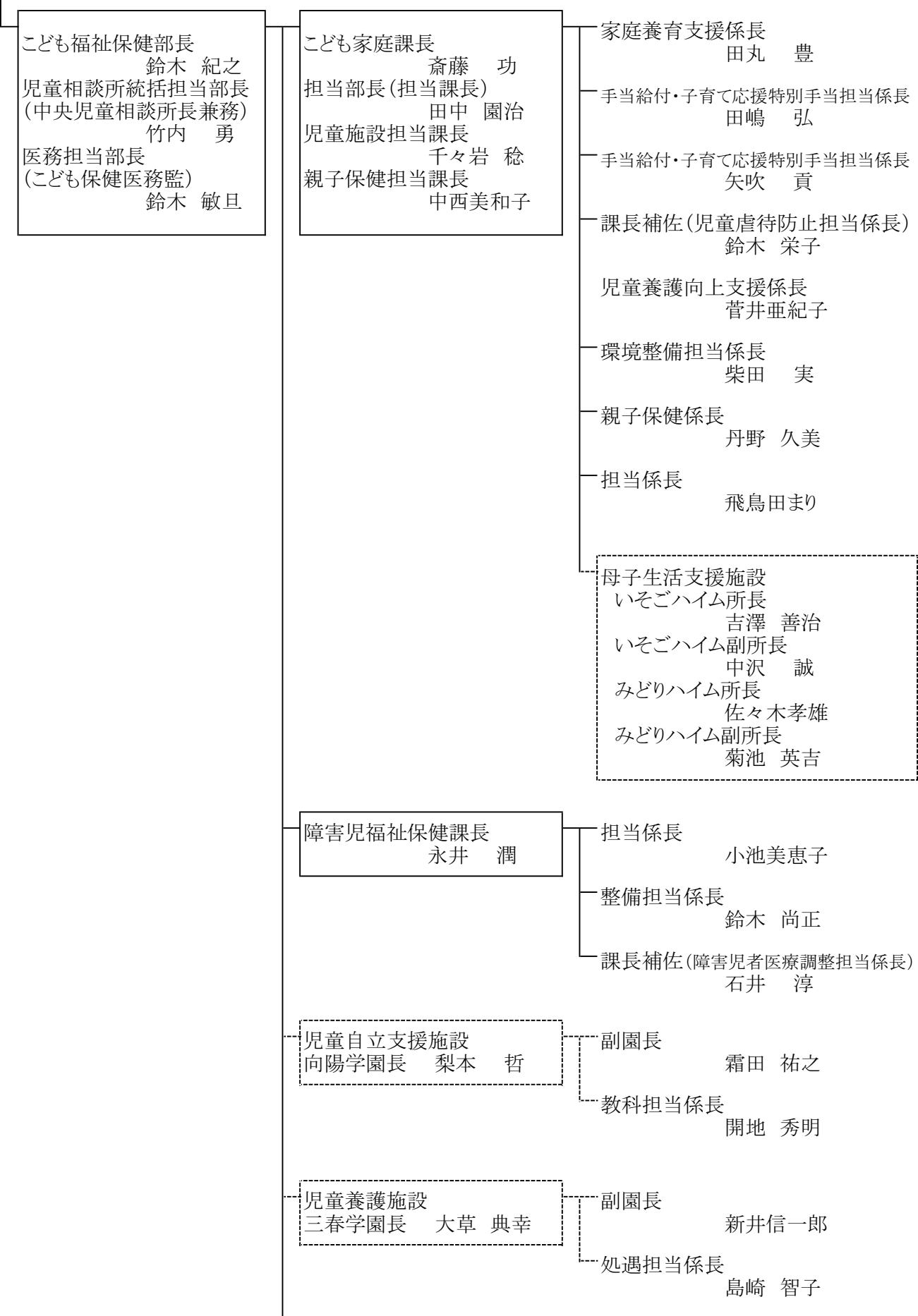
(平成 21 年 6 月)

こども青少年局

こども青少年局機構図(平成21年6月4日現在)







知的障害児施設
なしの木学園長
加藤 慎二

副園長
阿部 敏彦

生活支援担当係長
伊藤 紀子

中央児童相談所長
竹内 勇

副所長
杉山 雅之

担当部長(医務担当課長)
金井 剛

課長補佐(庶務係長)
伊澤 明

一時保護係長
秋田 敏夫

自立支援担当係長
中村 順子

支援課長
小山 映子

課長補佐(相談調整係長)
清水 孝教

相談指導担当係長
高添 純二

支援係長
福山 修三

家庭支援担当係長
武田 玲子

こころのケア係長
金澤 直樹

育成係長
坂本 耕一

西部児童相談所長
小出太美夫

課長補佐(相談調整係長)
菅原 正興

担当係長
中山 努

相談指導担当係長
嶋崎 吉宏

支援係長
吉沢 賢治

家庭支援担当係長
木村美貴子

こころのケア係長
林 覚

医務担当係長
田崎みどり

育成係長
笠井 章

一時保護係長
畠井泰司

南部児童相談所長
桑折 良一
一時保護所担当課長
松山 位

課長補佐(相談調整係長)
嶋津 常弘
担当係長
伊勢本 隆
相談指導担当係長
袴田 一範
支援係長
須藤 友美
家庭支援担当係長
原 彰彦
こころのケア係長
鈴木 淳子
医務担当係長
田口めぐみ
課長補佐(育成係長)
若杉 夏樹
一時保護係長
十重田一美

北部児童相談所長
守田 洋

相談調整係長
岡 聰志
相談指導担当係長
畠岡 真紀
支援係長
川尻 基晴
家庭支援担当係長
木村 和枝
こころのケア係長
鈴木 清
育成係長
岩田 充宏

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関する事（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 5 児童福祉施設に係る事業、他の児童福祉に係る事業の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 横浜市青少年問題協議会に関すること。
- 4 青少年育成団体に関すること。
- 5 青少年指導員に関すること。
- 6 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 7 財団法人横浜市青少年育成協会に関すること。
- 8 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課、係の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育の調査研究に関すること。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること。
- 5 その他幼児教育に関すること。

保育所整備課

整備係

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 私立の保育所の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関するこ
と。
- 4 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 5 家庭保育福祉員の認定等に関すること。
- 6 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関すること。
- 2 保育所等の第三者評価に関すること。
- 3 保育所等の給食指導に関すること。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関すること。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部
中同じ。）等の企画及び設置に関すること。
- 2 母子福祉に関すること。
- 3 寡婦福祉に関すること。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。
以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する
こと。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び
監督に関すること。
- 6 母子寡婦福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する
こと。
- 7 児童手当、特別児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- 8 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 9 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事務（児童相談所の主管
に属するものを除く。）。
- 10 児童相談所との連絡調整に関する事務。
- 11 女性に係る福祉の調整に関する事務（市民活力推進局男女共同参画推進課の主
管に属するものを除く。）。
- 12 部内他の課、係の主管に属しないこと。

児童養護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関するこ
と。

- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事項（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事項。
- 5 児童福祉施設及び児童福祉事業の経営に必要な資金を得るために寄附金の募集の許可に関する事項。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事項。
- 7 市立の児童福祉施設の運営管理に関する事項。
- 8 里親の認定及び登録に関する事項。
- 9 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関する事項。
- 10 女性福祉相談に関する事項。
- 11 その他児童の養護に関する事項。

親子保健係

- 1 母子保健に関する事項。
- 2 母子の歯科保健に関する事項。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関する事項。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関する事項。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関する事項（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関する事項。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関する事項。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（知的障害児施設、肢体不自由児施設等の心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事項。
- 5 障害児福祉施設及び障害児福祉事業の経営に必要な資金を得るために寄附金の募集の許可に関する事項。
- 6 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関する事項。

- 7 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 8 特別児童扶養手当に関すること。
- 9 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 10 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 11 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 12 障害児に係る支援費制度及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 13 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 14 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 15 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 16 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 17 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平 成 21 年 度

事 業 概 要

こ ど も 青 少 年 局

【目 次】

頁

平成21年度こども青少年局予算について	1
平成21年度こども青少年局予算総括表	4
1 次世代育成支援行動計画の推進	5
○行動計画推進協議会の開催	○後期計画の策定＜新規＞
2 ワーク・ライフ・バランス推進事業	5
○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	
○ホームページによる情報提供	
○小規模事業所内保育施設設置支援モデル事業	
3 親子の健康の保持・増進	6
○妊婦健康診査事業＜拡充＞	○歯科健康診査事業
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○養育支援事業
○産後支援ヘルパー派遣事業	○子ども・家庭支援相談事業
○母子保健指導事業	○不妊相談・治療費助成事業
○乳幼児健康診査事業	
4 在宅子育て家庭への支援	7
○地域子育て支援拠点設置事業＜拡充＞	○子育て支援者事業
○親と子のつどいの広場事業＜拡充＞	○横浜子育てサポートシステム事業
○私立幼稚園はまっ子広場事業	○乳幼児一時預かり事業＜拡充＞
○保育所地域子育て支援事業	○子育て家庭応援事業
5 保育所整備事業等	9
○保育所整備	○老朽改築
6 保育所待機児童解消モデル事業	10
○横浜保育室整備費助成事業＜新規＞	○保育の実施要件調査＜拡充＞
○家庭保育事業＜拡充＞	○通園バス購入助成事業＜新規＞
○一時預かり事業＜新規＞	
7 保育運営事業	11
○保育所運営	○障害児保育＜拡充＞
○長時間保育事業＜拡充＞	○市立保育所民間移管事業
○保育事業向上支援費・特定保育向上支援費	
8 多様な保育ニーズへの対応	12
○一時保育＜拡充＞	○病児・病後児保育
○休日保育＜拡充＞	○24時間型緊急一時保育
9 横浜保育室助成・家庭保育事業等	13
○横浜保育室助成事業	○認可外保育施設指導監督・助成事業
○家庭保育事業	
10 幼児教育事業	14
○私立幼稚園就園奨励補助事業＜拡充＞	○私立幼稚園施設整備費補助事業
○私立幼稚園預かり保育補助事業＜拡充＞	○私立幼稚園研究・研修補助事業
○私立幼稚園補助事業	○幼児教育研修・交流等事業＜拡充＞
○私立幼稚園等障害児教育費補助事業	

11 放課後の居場所づくり	15
○放課後児童育成事業<拡充>	○プレイパーク支援事業<拡充>
12 青少年の自立支援の推進	16
○よこはま若者ポートフォリオ運営事業	○よこはま型若者自立塾
○青少年相談センターの運営	○若者雇用促進事業
○地域ユースプラザ設置運営事業 <拡充> (よこはまユース・ニューティール) <新規>	
13 青少年育成施策の推進	17
○青少年の地域活動拠点づくり <拡充>	○青少年を育む環境づくり
○青少年の健全育成	○青少年関係施設の運営等
14 地域療育センター関係事業	18
○地域療育センター運営事業	○地域療育センター運営事業
○地域療育センター学校支援事業	(児童デイサービス分) <新規>
15 学齢障害児への支援	19
○障害児居場所づくり事業<拡充>	○学齢障害児支援事業(学齢後期)
16 障害児施設及び利用者への支援の充実	20
○障害児施設利用者負担助成事業	○障害児施設措置費
○障害児施設給付費	○民間障害児施設運営費助成事業
17 重症心身障害児者医療提供体制支援事業	21
18 虐待防止と児童相談所の機能強化	22
○児童相談所の運営と機能強化	○児童虐待防止啓発地域連携事業
○養育支援家庭訪問事業	
19 児童養護施設等における家庭的支援の充実	23
○児童養護施設の整備 <拡充>	○里親推進事業
○地域小規模児童養護施設の運営・整備	○ファミリーグループホーム事業
20 母子支援・婦人保護・DV対策事業	24
○母子家庭等の自立支援	○DV被害者等に対する地域での
○母子生活支援施設緊急一時保護事業	生活に向けた支援の充実
○女性緊急一時保護施設補助事業	○瀬谷区支えあい家族支援モデル事業 <新規>
21 児童手当・児童扶養手当支給事業	25
○児童手当	○児童扶養手当
22 母子寡婦福祉資金貸付事業	25
(母子寡婦福祉資金会計)	

凡例

【区】は、地域課題解決のため区の財源を活用し、局が予算を編成・執行する区局連携事業

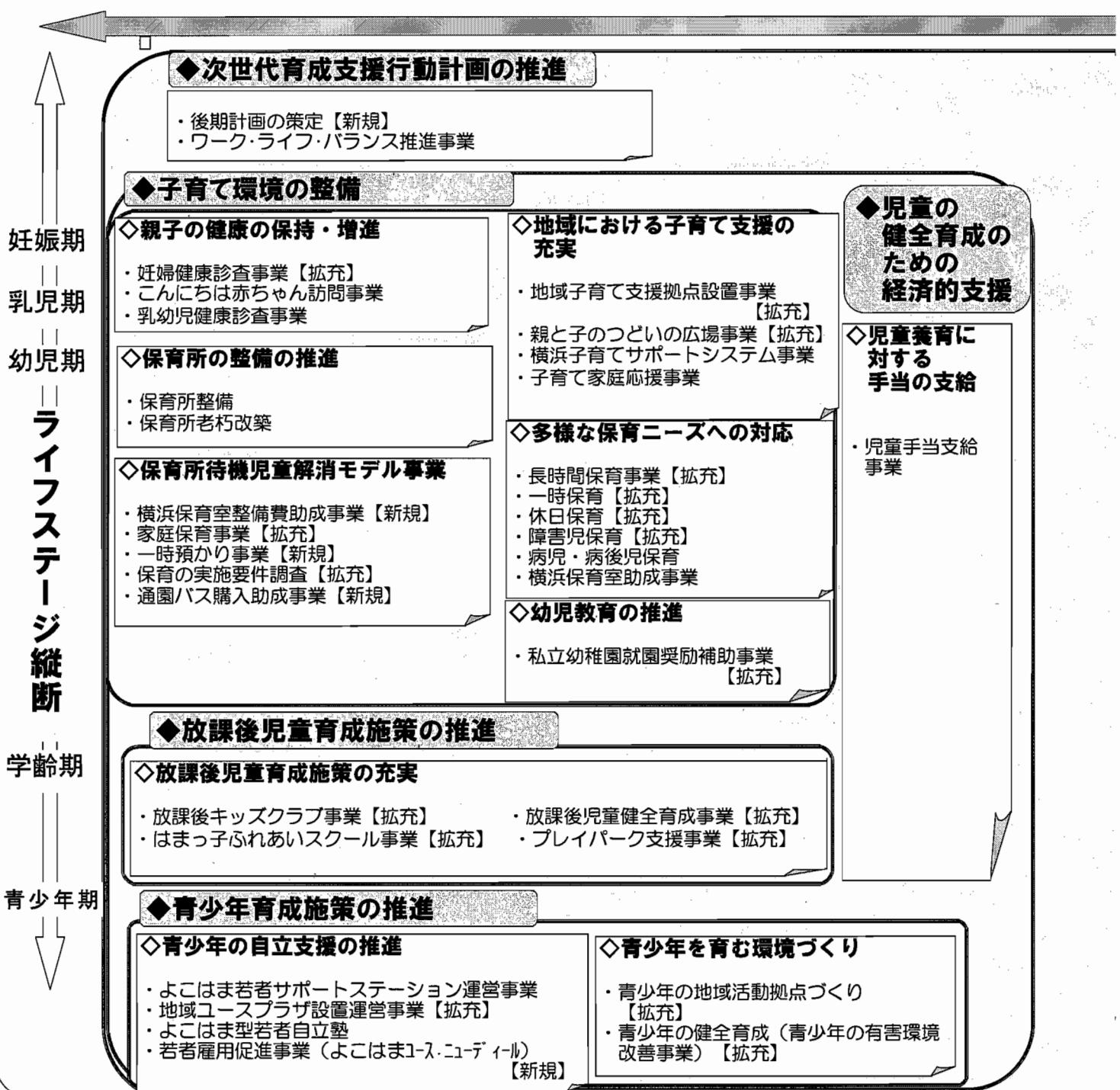
平成21年度こども青少年局予算について

平成21年度は、開港150周年を迎え、様々な記念事業の取組が予定されています。これらの取組は一過性のものとして終わらせるのではなく、多くの市民、事業者等の参加により「次世代の横浜が夢や希望にあふれるまちであるための礎をつくり、再発展を図る契機」にしていくことが重要です。

また、今年度は、本市の次世代育成支援のための行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」前期プランの最終年であるとともに、新たな後期プランの策定の年でもあります。

急激な世界経済の減速の影響を受け、社会経済情勢の急激な悪化から、市内経済や本市財政状況は厳しい状況となっています。この厳しい状況での平成21年度予算編成において、こども青少年局では、これまで以上に選択と集中に力点をおいた取組と事業見直しを行い、次代を担う子ども達が安心・安全に育まれ、夢や希望を持っていきいきと育ち、暮らすことができる地域・社会の実現を一丸となって目指します。

将来の横浜に思いを馳せ、次代を担う子ども達のための施策を民との協働・共創による事業展開を推進するため、平成21年度こども青少年局予算は、次の4つの柱を重点に事業を計上しました。



1 民との協働・共創による次世代育成支援行動計画の推進

「かがやけ横浜こども青少年プラン」を民との協働・共創により着実に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法終了後、施策を総合的かつ計画的に推進していくための条例制定を視野に入れ、後期計画(平成22年度～26年度)を策定します。

2 妊娠期からの子育て支援の推進

母体の健康や安全な出産を図るため、妊婦健康診査を拡充するとともに、出生後の子育てに関する情報提供などの充実に努めます。また、児童虐待の未然防止と在宅支援等に取り組むとともに、母子家庭等の自立支援を行います。あわせて、地域子育て支援拠点の充実に努め、新たに、保育所待機児童解消のためのモデル事業を実施します。

3 青少年の健全育成と自立支援の推進

青少年が気軽に集い、異世代との交流や様々な体験を行う地域活動拠点を充実するとともに、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する地域ユースプラザを充実します。

4 障害児への支援の推進

障害児の居場所づくりなどの支援を拡充するとともに、主として発達障害のある児童に適切な療育を提供するため、地域療育センター等に新たなサービスとして「児童デイサービス」を導入し、集団療育等の支援を行うための準備を進めます。

分野横断

◆障害児とその家族への生活支援の充実

- ◇地域での療育体制の充実
 - ・地域療育センター運営事業
 - ・地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）
【新規】

◇学齢障害児への支援の充実

- ・障害児居場所づくり事業
【拡充】
- ・学齢障害児支援事業（学齢後期）

◇障害児のいる家庭への子育て支援の充実

- ・障害児施設及び利用者への支援の充実

◇重症心身障害児・者への医療提供体制の充実

- ・重症心身障害児者医療提供体制支援事業

◆児童虐待防止への取組の充実

- ◇児童虐待防止対策（地域における支援策の充実）
 - ・児童相談所の運営と機能強化
 - ・養育支援家庭訪問事業
 - ・児童虐待防止啓発地域連携事業

◇児童虐待対策（児童養護施設等における支援の充実）

- ・児童養護施設の整備【拡充】
- ・地域小規模児童養護施設の運営・整備
- ・里親推進事業

◆母子家庭等の自立支援への対応の強化

◇母子家庭等の自立支援策の充実

- ・母子家庭等の自立支援
- ・児童扶養手当支給事業

◇DV被害者等への支援の充実

- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業
- ・DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実

平成21年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	141,324,708	141,031,397	293,311	0.2	
青 少 年 費	19,259,261	19,605,446	△ 346,185	△ 1.8	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	72,522,784	71,993,090	529,694	0.7	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	49,542,663	49,432,861	109,802	0.2	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	728,641	785,943	△ 57,302	△ 7.3	
特別会計繰出金	728,641	785,943	△ 57,302	△ 7.3	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	142,053,349	141,817,340	236,009	0.2	
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	916,457	914,478	1,979	0.2	母子寡婦福祉資金貸付費、事務費
特 別 会 計 計	916,457	914,478	1,979	0.2	

こども青少年局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(39.6) 56,190,164	(40.2) 56,962,217
一般財源	(60.4) 85,863,185	(59.8) 84,855,123
合 計	(100.0) 142,053,349	(100.0) 141,817,340

1	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ「まち」、安心して子どもを産み育てられる「まち」よこはまを創していくため、次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」(前期計画:平成17年度～21年度)を着実に推進します。 また次世代育成支援対策推進法に基づき、後期計画(平成22年度～26年度)を策定します。
	本 年 度	千円 17,115	
	前 年 度	24,892	
	差 引	△7,777	
本年度の財源内訳	国	—	1 行動計画推進協議会の開催 1,270千円 市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画の進捗状況について検証・協議するとともに、後期計画の策定に向けた協議を行います。
	県	—	
	その他	—	
	市 費	17,115	2 後期計画の策定<新規> 15,845千円 推進協議会や区局横断の庁内連絡会での検討、市民意見の反映等を行うことにより後期計画を策定します。策定にあたっては、協議会の中に分科会を設置し、施策分野ごとの具体的検討を行うとともに、シンポジウムやパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取します。(12月：素案公表・パブリックコメント実施／22年3月：計画確定)

2	ワーク・ライフ・バランス推進事業		事業内容 働き方の見直し等により、子育て期には多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、市内企業のワーク・ライフ・バランスの取組を推進するための支援及び普及・啓発等を行います。
	本 年 度	千円 10,830	
	前 年 度	15,860	1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 3,830千円 全市的な理解促進を図るため、パンフレットの発行や、企業を対象としたセミナー、及び市民を対象としたシンポジウム等を開催します。また、引き続き、八都県市共同で推進キャンペーンに取り組みます。
	差 引	△ 5,030	2 ホームページによる情報提供 1,000千円 企業のワーク・ライフ・バランスの推進に役立つ情報の提供や、先進的な企業事例の紹介等を行います。
本年度の財源内訳	国	—	3 小規模事業所内保育施設設置支援モデル事業 6,000千円 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を促進するため、事業所内に保育施設を設置する事業主に対し、設置にかかる経費の一部を助成するとともに、モデル事業の検証を行ないます。
	県	—	
	その他	—	
	市 費	10,830	

3	親子の健康の保持・増進	事業内容	
		母体の健康の保持・増進及び乳幼児の健全な育成を図るため、健康診査や保健指導を行います。	
本 年 度	千円 3,688,519	また、子育てに関する情報提供や相談を実施し、育児不安に対応するなど、子育て支援の充実に努めます。	
前 年 度	1,886,521		
差 引	1,801,998		
本年度の財源内訳	国	167,991	1 妊婦健康診査事業<拡充> 2,419,061千円
	県	840,470	医療機関等で受診する妊婦健診について、受診費用を補助します。 ・対象者数：34,040人 ・補助単価、回数：4,700円×12回（前年度 5回） 12,000円×2回
	その他	12,568	
	市 費	2,667,490	
			2 こんにちは赤ちゃん訪問事業 68,905千円
		生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、地域の方々が区役所と連携しながら訪問します。安心して子育てができるよう、産後早期の支援の充実を図るとともに、子どもを見守る地域づくりを推進します。	
			3 産後支援ヘルパー派遣事業 2,632千円
		出産後6か月（多胎は1年）までの家庭に対してヘルパーを派遣し、母親等への家事・育児を支援します。 (対象：生活保護世帯、市民税・所得税非課税世帯)	
			4 母子保健指導事業 70,090千円
		母子健康手帳の交付や母親（両親）教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。	
5 乳幼児健康診査事業			662,531千円
(1) 4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施します。（対象者数見込：98,590人）			
(2) 0歳児を対象に医療機関で乳幼児健康診査を3回実施します。 (対象者数：延99,330人)			
6 歯科健康診査事業			91,768千円
乳幼児に対し、福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、妊娠婦・未就学児に対し、歯科相談・保健指導を行います。			
7 養育支援事業			87,597千円
福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（嘱託員）が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊娠及び養育者等の家庭に訪問し、相談や育児支援を行います。			
また、育児不安や不適切な養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。			
8 子ども・家庭支援相談事業			15,801千円
乳幼児期から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。 ・相談者：保健師、保育士、教育相談員、学校カウンセラー			
9 不妊相談・治療費助成事業			270,134千円
(1) 不妊相談 不妊で悩む方に対し、福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。			
(2) 特定不妊治療費の助成 体外受精及び顎微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、費用の一部を助成します。 ・1回あたり限度額 10万円×年2回 通算5年間			

4	在宅子育て家庭への支援		<p>事業内容</p> <p>子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として、地域子育て支援拠点を各区に1か所設置するとともに、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した相談、交流の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。</p> <p>1 地域子育て支援拠点設置事業<拡充> 510,054千円</p> <p>(1) 実施内容（地域子育て支援拠点の5機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 子育て家庭のための事業（3機能） <ul style="list-style-type: none"> ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 イ 子育て支援者のための事業（2機能） <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 <p>(2) 運営方法</p> <p>子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人又は社会福祉法人等に委託して実施</p> <p>(3) 事業実施区</p> <p>新規設置区（2区）：旭区、磯子区</p> <p>21年度事業着手（22年度開所予定）：青葉区、瀬谷区</p> <p>既設置区（12区）：鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、泉区</p> <p>(4) 磯子区地域子育て支援ネットワーク形成・活動支援事業【区】<新規></p> <p>磯子区地域子育て支援拠点の開所前に、運営団体を中心に地域の子育て支援関係者連絡会を開催し、連携を強化するとともに、各団体のレベルアップを図ります。</p> <p>2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 108,600千円</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供、子育て相談の実施</p> <p>(2) 実施場所</p> <p>商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p> <p>(3) 助成数</p> <p>28か所（前年度25か所）</p> <p>(4) 助成額</p> <p>3,700千円を基準（開設日数、広さ等により算定）</p> <p>3 私立幼稚園はまっ子広場事業 23,150千円</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>園庭・園舎開放、親子の交流の場の提供、子育て相談、育児講座等の実施</p> <p>(2) 助成数</p> <p>28か所（前年度32か所）</p> <p>常設園：22か所（前年度22か所）</p> <p>非常設園：6か所（前年度10か所）</p>
本 年 度		千円	
972,195			
前 年 度		841,505	
差 引		130,690	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	160,956	
	県	—	
	その他の	428	
	市 費	810,811	

4 保育所地域子育て支援事業	166,617千円
(1) 実施内容	施設開放、育児相談、育児講座、交流保育
(2) 実施か所数	<p>ア 市立育児支援センター園 24か所（前年度24か所）</p> <p>イ 保育所子育てひろば私立常設園 8か所（前年度8か所）</p> <p>ウ その他の保育所 186か所（前年度190か所）</p> <p>市立76か所、民間110か所（前年度は市立80か所、民間110か所）</p>
5 子育て支援者事業	69,875千円
(1) 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センター、地域ケアプラザ等の市民利用施設において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や子育ての相談を実施 ・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援 ・5年以上の経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施
(2) 子育て支援者会場数	164会場（前年度164会場）
(3) 助言者数	5人（前年度 5人）
6 横浜子育てサポートシステム事業	62,269千円
(1) 実施内容	<p>利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。</p> <p>利用しやすいシステムを目指し、2区（南・緑）で実施中の区支部事務局機能強化を、新たに1区において行います。</p>
(2) 会員数（平成21年3月31日現在）	<p>利用会員(5,182人)…市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童をお持ちの方</p> <p>提供会員(1,485人)…市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方</p> <p>※上記会員数には、いずれも両方会員（利用会員かつ提供会員）379人を含む。</p>
(3) 利用時間、利用金額	月～金の午前7時～午後7時まで…800円/時間（左記以外900円/時間）
7 乳幼児一時預かり事業（一部再掲）<拡充>	20,000千円
(1) 実施内容	リフレッシュ目的の一時預かりのほか、保育所入所要件が低く一時的な保育で対応可能な児童を優先的に預かる一時保育事業を実施します。
(2) 実施か所数	4か所（前年度1か所）
8 子育て家庭応援事業	11,630千円
	横浜開港150周年を契機に、子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。
	・協賛店・施設の目標数 5,000店舗・施設

5	保育所 整備事業等		事業内容 増加する入所申込に対応し、待機児童の解消を進めるために、保育所を整備します。																																																																																														
			1 保育所整備 1,298,271千円 【22年4月開所：11か所655人、23年4月開所：1か所60人】 横浜市中期計画に基づき、22年4月開所に向けて、保育所の新設により11か所合計655人、また、23年4月の開所に向け1か所60人の整備を行います。 市有地を活用する「市有地無償貸付」、法人自らが用地を確保する「法人所有地」及びマンション開発地区内に保育所を設置する「開発地区内」など、多様な手法で保育所整備を進めます。																																																																																														
本年度		千円																																																																																															
前年度		1,563,246																																																																																															
差引		2,428,170																																																																																															
差引		△ 864,924																																																																																															
本年度の財源内訳	県	402,324	2 老朽改築 264,975千円 民間保育所の老朽化に伴う改築については、20年度からの継続3か所と新規2か所（21,22年度の2か年事業）を進めます。																																																																																														
	市債	553,000																																																																																															
	その他	—																																																																																															
	市費	607,922																																																																																															
【定員数の推移（人）】																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所定員</td><td>32,994</td><td>33,944</td><td>35,582</td><td>36,657</td><td>約38,000</td></tr> <tr> <td>定員増</td><td>950</td><td>1,638</td><td>1,075</td><td>747</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						年度	18	19	20	21	22	保育所定員	32,994	33,944	35,582	36,657	約38,000	定員増	950	1,638	1,075	747	—																																																																										
年度	18	19	20	21	22																																																																																												
保育所定員	32,994	33,944	35,582	36,657	約38,000																																																																																												
定員増	950	1,638	1,075	747	—																																																																																												
※18,19年度は決算数値、20,21年度は予算数値																																																																																																	
21年度の定員増数は老朽改築及び定員変更による定員増分を含む 22年度は「横浜市中期計画」の目標水準																																																																																																	
【保育所整備等か所】																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th><th>整備手法</th><th>建設予定区</th><th>か所数</th><th>定員増(人)</th><th>開所予定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">新設</td><td rowspan="4">市有地無償貸付</td><td>鶴見区</td><td>1</td><td>40</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>港北区</td><td>1</td><td>45</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>戸塚区</td><td>1</td><td>40</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>金沢区</td><td>1</td><td>60</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td rowspan="3">法人所有地</td><td>戸塚区</td><td>1</td><td>90</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>鶴見区</td><td>1</td><td>90</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>神奈川区</td><td>1</td><td>90</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td rowspan="2">複合施設内</td><td>青葉区</td><td>(1)</td><td>(60)</td><td>23年4月</td></tr> <tr> <td>整備促進</td><td>—</td><td>50</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>認定こども園</td><td>—</td><td>1</td><td>60</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td rowspan="9">老朽改築</td><td rowspan="4">20年度からの継続分</td><td>鶴見区</td><td>1</td><td>45</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>都筑区</td><td>1</td><td>45</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>11(1)</td><td>655(60)</td><td></td></tr> <tr> <td>南区</td><td>1</td><td>18</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td rowspan="3">新規着手分</td><td>旭区</td><td>1</td><td>29</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>戸塚区</td><td>1</td><td>10</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>(2)</td><td>(20)</td><td>23年4月</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>定員変更</td><td>—</td><td>35</td><td>22年4月</td></tr> <tr> <td>合</td><td>計</td><td>14(3)</td><td>747(80)</td><td></td></tr> </tbody> </table>						整備内容	整備手法	建設予定区	か所数	定員増(人)	開所予定	新設	市有地無償貸付	鶴見区	1	40	22年4月	港北区	1	45	22年4月	戸塚区	1	40	22年4月	金沢区	1	60	22年4月	法人所有地	戸塚区	1	90	22年4月	鶴見区	1	90	22年4月	神奈川区	1	90	22年4月	複合施設内	青葉区	(1)	(60)	23年4月	整備促進	—	50	22年4月	認定こども園	—	1	60	22年4月	老朽改築	20年度からの継続分	鶴見区	1	45	22年4月	都筑区	1	45	22年4月	小計	11(1)	655(60)		南区	1	18	22年4月	新規着手分	旭区	1	29	22年4月	戸塚区	1	10	22年4月	小計	(2)	(20)	23年4月	その他	定員変更	—	35	22年4月	合	計	14(3)	747(80)	
整備内容	整備手法	建設予定区	か所数	定員増(人)	開所予定																																																																																												
新設	市有地無償貸付	鶴見区	1	40	22年4月																																																																																												
		港北区	1	45	22年4月																																																																																												
		戸塚区	1	40	22年4月																																																																																												
		金沢区	1	60	22年4月																																																																																												
	法人所有地	戸塚区	1	90	22年4月																																																																																												
		鶴見区	1	90	22年4月																																																																																												
		神奈川区	1	90	22年4月																																																																																												
	複合施設内	青葉区	(1)	(60)	23年4月																																																																																												
		整備促進	—	50	22年4月																																																																																												
	認定こども園	—	1	60	22年4月																																																																																												
老朽改築	20年度からの継続分	鶴見区	1	45	22年4月																																																																																												
		都筑区	1	45	22年4月																																																																																												
		小計	11(1)	655(60)																																																																																													
		南区	1	18	22年4月																																																																																												
	新規着手分	旭区	1	29	22年4月																																																																																												
		戸塚区	1	10	22年4月																																																																																												
		小計	(2)	(20)	23年4月																																																																																												
	その他	定員変更	—	35	22年4月																																																																																												
	合	計	14(3)	747(80)																																																																																													
※()内の数字は23年4月開所予定のもので外数																																																																																																	
※別途、19年度整備の繰越分・都筑区(90人)が上半期に開所予定																																																																																																	

6	保育所待機児童解消モデル事業	
本 年 度	千円	
	70,596	
前 年 度	—	
差 引	70,596	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国 市債 その他の 市 費	977 — — 69,619
事業内容		
保育所待機児童の増加に対応して、待機児童解消に資する事業をモデル実施し、効果を検証します。		
1 横浜保育室整備費助成事業<新規>		37,500千円
低年齢児の待機児童の増加に対応して、保育ニーズの高い駅周辺に0～2歳の受け入れを行う横浜保育室の整備を促進します。		
(1) 実施内容：新たに整備費を助成		
(2) 助成内容：5か所（上限10,000千円の3/4）		
2 家庭保育事業<拡充>		7,265千円
低年齢児の待機児童の増加に対応して、3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員を新たに認定します。		
(1) 実施内容：家庭保育福祉員の認定		
(2) 認定数：6人		
3 一時預かり事業		18,750千円
入所要件が低く一時的な保育で対応可能な児童を預かる一時保育事業を実施します。		
(1) 整備費助成<新規>		
助成内容：1か所（上限5,000千円の3/4）		
(2) 運営費助成<拡充>		
助成内容：3か所（上限5,000千円）		
4 保育の実施要件調査<拡充>		2,281千円
要件確認を徹底し、年度途中に要件が消滅する児童の退所を勧奨することで、保育所入所枠をより一層確保します。		
(1) 実施内容：入所期間満了の通知を保護者に送付し、要件の有無を確認します。 要件のない児童については、一時保育等の保育サービス利用を促します。		
(2) 実施場所：各区福祉保健センター		
5 通園バス購入助成事業<新規>		4,800千円
既存保育所の空き定員枠を有効に活用した待機児童対策を進めるため、通園バスの購入等に対する助成を行います。		
(1) 実施内容：通園バスを新たに購入する民間保育園に対し、バス購入費等を助成します。		
(2) 助成内容：2か所（上限3,200千円の3/4）		

7	保育運営事業	事業内容 保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。			
		1 保育所運営 51,959,504千円			
本年度		千円			
前年度		52,001,341			
差引		50,525,035			
本年度の財源内訳	国	1,476,306			
	負担金	8,365,776			
	諸収入	11,951,278			
	市費	6,736,516			
		24,947,771			
2 長時間保育事業(再掲)<拡充> 8,988,540千円					
原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。					
(1) 長時間保育 (原則保育時間〔8時間〕から11時間までの保育)					
			内訳	平成21年度	平成20年度
			市立保育所	102か所	106か所
			民間保育所	317か所	295か所
			計	419か所	401か所
(2) 時間延長サービス(11時間超の保育)					
			内訳	平成21年度	平成20年度
			市立保育所	61か所	61か所
			民間保育所	302か所	279か所
			計	363か所	340か所
3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(再掲) 6,430,186千円					
民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。					
4 障害児保育(再掲)<拡充> 998,560千円					
市立保育所全園で障害児保育を実施するとともに、民間保育所については障害児保育費を助成し、受入れを促進します。					
			内訳	平成21年度	平成20年度
			市立保育所	102か所	106か所
			民間保育所	297か所	238か所
			計	399か所	344か所
5 市立保育所民間移管事業 41,837千円					
移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園への嘱託保育士の巡回等、アフターフォローを実施します。					
平成21年度移管園		・駒岡保育園	・六ツ川保育園		
		・洋光台保育園	・青砥保育園		
平成23年度移管予定園		・下永谷保育園	・善部保育園		
		・西柴保育園	・大倉山保育園		

8	多様な保育ニーズ への対応	事業内容												
		多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。												
		1 一時保育<拡充> 587,136千円												
		就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成21年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>38か所</td> <td>38か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>191か所</td> <td>176か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>229か所</td> <td>214か所</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	平成21年度	平成20年度	市立保育所	38か所	38か所	民間保育所	191か所	176か所	計	229か所	214か所
内 訳	平成21年度	平成20年度												
市立保育所	38か所	38か所												
民間保育所	191か所	176か所												
計	229か所	214か所												
		2 休日保育<拡充> 19,478千円												
		日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成21年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>11か所</td> <td>8か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15か所</td> <td>12か所</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	平成21年度	平成20年度	市立保育所	4か所	4か所	民間保育所	11か所	8か所	計	15か所	12か所
内 訳	平成21年度	平成20年度												
市立保育所	4か所	4か所												
民間保育所	11か所	8か所												
計	15か所	12か所												
		3 病児・病後児保育 209,024千円												
		病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>病児保育</th> <th>病後児保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所</td> <td>14か所<拡充>（前年度10か所）</td> <td>5か所（前年度5か所）</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>医療機関に併設 または近隣の保育スペース</td> <td>保育所に併設</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>他の児童との集団保育が困難な病気の未就学児</td> <td>病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な未就学児</td> </tr> </tbody> </table>	項目	病児保育	病後児保育	実施か所	14か所<拡充>（前年度10か所）	5か所（前年度5か所）	実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設	対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の未就学児	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な未就学児
項目	病児保育	病後児保育												
実施か所	14か所<拡充>（前年度10か所）	5か所（前年度5か所）												
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設												
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の未就学児	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な未就学児												
		4 24時間型緊急一時保育 34,601千円												
		保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。												
		・ 実施か所 2か所（前年度2か所）												

9	横浜保育室助成・家庭保育事業等		事業内容			
本 年 度		千円 4,944,264	横浜保育室助成事業			
前 年 度		4,937,520	4,740,555千円			
差 引		6,744	本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。			
本年度の財源内訳	国	34,551	(1) 施設数 129か所 (前年度131か所)			
	県	—	(2) 定員数 4,158人 (前年度4,198人)			
	諸収入	113	(3) 助成内容			
	市 費	4,909,600	ア 基本助成費 (児童1人あたり月額) 79,100円 イ 乳児保育、障害児保育、多子減免、一時保育、休日保育などの助成 (4) 保育料 58,100円 (月額上限) ・一定の所得以下の利用者について、保育料負担を10,000円軽減します。 ・第3子目以降の保育料の無料化<新規>			
2 家庭保育事業			190,323千円			
保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。						
(1) 家庭保育福祉員数 (一部再掲) <拡充> 43人 (前年度 39人) (2) 定員数 163人 (前年度151人) (3) 福祉員1人あたり定員 3人または5人 (4) 助成内容						
ア 基本保育費 (児童1人あたり月額) 71,600円 イ 補助員雇用費 補助員の雇用にかかる費用を助成 (一部増額) ウ 多子減免費、児童処遇費、時間外保育費、保育処遇向上費などの助成 エ 児童健康診断費 (5) 保育料 認可保育所保育料に準じて設定 ・第3子目以降の保育料の無料化<新規>						
3 認可外保育施設指導監督・助成事業			13,386千円			
認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。						
また、児童福祉法に基づき届出対象となる認可外保育施設（横浜保育室、家庭保育福祉員等を除く）に対し、調理従事者等保菌検査助成、施設賠償責任保険加入助成を実施します。						

10	幼児教育事業		事業内容 私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、障害児教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。
本年度		千円 6,972,003	1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 6,007,110千円 私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るために、保育料等の一部を補助します。 対象者数 約63,300人(前年度約65,000人)
前年度		7,109,157	
差引		△ 137,154	
本年度の財源内訳	国	936,966	(1) 国の制度変更 ・第1子の補助単価の引き上げ(3,000円～7,300円増) ・多子減免について、第2子以降の補助単価を増額 (4,000円～188,000円増)
	県	—	(2) 市の制度変更 国庫補助事業(うち2/3市負担)への上乗せについては、国庫補助単価増額に相応する額を市補助単価から減額
	その他	52	(3) 補助単価の変更 国庫補助事業の単価が大きく伸びた区分について一部増額 ・D区分の「小学校1年生から3年生の兄姉がいない場合」の第2子、第3子以降の補助単価を増額(2,000円～3,000円増) ・A～D区分の「小学校1年生から3年生の兄姉がいる場合」の第3子以降の補助単価を大幅増額 (70,000円～140,000円増)
	市費	6,034,985	
2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>		612,339千円	保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用して、3～5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育に対し、運営費を補助します。 また、預かり保育を受けている在園児の弟妹を保育する場合に、その弟妹に対しても運営費補助を実施することにより、保護者が同一施設に預けられるようにします。 ※ 満3～5歳児の対象園児数:月平均 1,933人(前年度月平均 1,753人) ※ 0～2歳児の対象園児数:月平均 6人(前年度月平均 7人) ※ 実施園数67園(前年度 64園)
3 私立幼稚園補助事業		126,000千円	私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の助成を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。 平均補助単価 450千円(前年度500千円)、補助対象園数280園(前年度283園)
4 私立幼稚園等障害児教育費補助事業		140,000千円	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 補助単価 1人あたり20万円、対象園児数 700人(前年度700人)
5 私立幼稚園施設整備費補助事業		33,000千円	幼稚園の適正配置を推進するため、神奈川県が指定する「就園児人口増加地区」(鶴見区)において幼稚園を新設、または、増改築する場合、1,800万円を限度に補助します。また、1件300万円以上の園舎修繕工事について、150万円を限度に補助します。
6 私立幼稚園研究・研修補助事業		34,000千円	本市における幼稚園教育の振興及び幼児教育の健全な発展を図るため、(社)横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。
7 幼児教育研修・交流等事業<拡充>		19,554千円	幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・交流等を実施します。幼保小連携推進地区事業を拡大し、市内全区に推進地区を設け(前年度9区)、幼保小連携の充実を図ります。

11	放課後の居場所づくり	事業内容
		放課後キッズクラブ事業を放課後児童育成施策の中心的事業として位置づけ、はまっ子ふれあいスクール事業及び放課後児童健全育成事業を推進するとともに、公園の一部を活用し「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活動する、プレイパーク事業を支援します。 なお、次世代育成支援行動計画・後期計画の策定に併せて、放課後3事業について検証します。
本年度	千円 4,221,834	
前年度	4,298,082	
差引	△ 76,248	
本年度の財源内訳	国 927,437	
	県 —	
	その他 5,638	
	市費 3,288,759	
1 放課後児童育成事業		4,190,554千円
(1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充>		1,000,870千円
学校施設等を活用し、すべての児童を対象にして、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施し、児童の健全な育成を行います。		
ア 実施か所数	69か所 (20年度末 64か所)	
イ 運営主体	公益法人、社会福祉法人、学校法人等	
ウ 対象児童	原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童	
エ 開設日	毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)	
オ 開設時間	平 日 : 放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時	
(2) はまっ子ふれあいスクール事業<拡充>		2,020,597千円
学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健やかな成長を支援します。		
ア 実施か所数	285か所 (キッズクラブ移行分5か所含む) (うち充実型33か所 [20年度末 22か所])	
イ 運営主体	はまっ子ふれあいスクール運営委員会等	
ウ 対象児童	原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童	
エ 開設日	毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)	
オ 開設時間	平 日 : 放課後～18時【充実型】放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時【充実型】9時～19時 (充実型の開始時間は運営者の判断で8時30分から開始も可)	
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)<拡充>		1,169,087千円
地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。		
また、大規模等によるクラブの分割にあたり開設に必要な修繕経費や、備品整備等の経費を新たに補助対象とします。		
ア 実施か所数	184か所 (20年度末 179か所)	
イ 運営主体	放課後児童クラブ運営委員会等	
ウ 対象児童	小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 ※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで	
エ 開設日	毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)	
オ 開設時間	平 日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設) 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時	
2 プレイパーク支援事業<拡充>		31,280千円
地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用するプレイパーク事業の活動を支援します。		
ア 実施か所数	15か所 (20年度末 11か所)	
イ 開設日・開設時間	週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる)	
ウ 支援内容	プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等	
※環境創造局との共管事業		

12	青 少 年 の 自 立 支 援 の 推 進	事業内容
		よこはま若者サポートステーション及び青少年相談センター並びに地域ユースプラザを中心に、若年無業者やひきこもり状態にある青少年の自立支援に取り組みます。
		1 よこはま若者サポートステーション運営事業 41,440千円
		無業の青少年、及びその保護者を対象とした職業的自立に向けた総合相談や、継続的支援を行う「よこはま若者サポートステーション」の実施主体に対し、運営費を補助します。
		(1) 運営主体 青少年の自立支援に取り組むN P O法人等 (2) 対 象 概ね15歳以上35歳未満の青少年及びその保護者 (3) 事業内容 ア 職業的自立に向けた総合相談 イ 臨床心理士による個別相談 ウ 体験プログラムの実施 エ 保護者セミナー・保護者サロンの実施
		2 青少年相談センターの運営 27,817千円
		青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行います。 また、「社会参加・就労体験事業」や「相談員育成事業」等の重点事業を引き続き推進します。
		3 地域ユースプラザ設置運営事業 <拡充> 68,443千円
		青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する「地域ユースプラザ」を設置し、運営費を補助します。
本年度の財源内訳	国	7,000
	県	44,207
	その他	59
	市 費	146,794
	(1) 設置か所	3か所 (前年度2か所 ※平成22年度までに4か所設置)
	(2) 運営主体	青少年の自立支援に取り組むN P O法人等
	(3) 対 象	概ね15歳から35歳未満の青少年及びその家族
	(4) 事業内容	ア 地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等） イ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 ウ 社会体験・就労体験プログラムの実施 エ 地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり
	4 よこはま型若者自立塾 17,000千円	
		無業やひきこもり状態にある青少年を対象に、豊かな自然の中でのジョブキャンプを中心に、職業訓練やインターンシップなどの一連の長期的なプログラムの実施により社会参加や職業的自立に向けた支援を行う「よこはま型若者自立塾」を展開し、運営費を補助します。
	(1) 運営主体	青少年の自立支援に取り組むN P O法人等
	(2) 対 象	概ね15歳から35歳未満の青少年 (対象者の年齢や状態に合わせて、実施期間を設定していきます。)
	(3) 事業内容	ジョブキャンプ（共同生活を基軸とした野外でのボランティア活動や職業体験）を通じて社会参加や職業的自立を目指す。
	【プログラム】	・道志村で農作業補助や植林・間伐などを行うジョブキャンプ ・専門学校等での資格取得講座の受講や職業訓練 ・横浜市内企業でのインターンシップ
	5 若者雇用促進事業(よこはまユース・ニューディール) <新規>	43,360千円
		就労困難な若者に対する就労支援の拡充を図り、スキルアップ、マッチング、ジョブキャンプを相互に連動させることで、若者の雇用拡大に向けた総合的な取り組みを行います。
	(1) 就労相談や、研修セミナー等の多様なスキルアップの機会の拡充	
	(2) インターネットを通じた情報提供や若者と企業のマッチング	
	(3) ジョブキャンプの手法を援用した若者の手による地域の活性化と仕事探しの推進	

13	青 少 年 育 成 施 策 の 推 進		事業内容
			1 青少年の地域活動拠点づくり <拡充> 44,807千円
本 年 度	千円	646,366	中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点を設置します。
前 年 度		673,761	(1) 設置か所 8か所 (前年度5か所) (2) 設置場所 商店街の空き店舗やビルの空き室のほか、地区センター等の公共施設を活用 (3) 運営主体 青少年育成活動に実績のあるN P O法人等 (4) 運営支援内容 拠点スペース借り上げ、設備・備品整備 事業運営費、光熱水費等の補助 (5) 事業内容 ア 異世代交流型の居場所づくり イ 社会参加・職業体験プログラムの実施 ウ 学習サポート及び生活支援 エ 青少年の健全育成に取り組む人材の育成
差 引	△	27,395	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	250	2 青少年の健全育成 2,859千円
	県	6,250	(1) 思春期問題啓発事業 思春期の青少年が抱えるひきこもり等の課題への理解を深めることを目的に市民講座、シンポジウム等を開催するほか、青少年指導員等を対象とした地域における講座に講師を派遣し、普及啓発を行います。
	その他の 市 費	40,381 599,485	(2) 青少年の有害環境改善事業 <拡充> 有害図書類の適正な区分陳列促進対策（立入調査・指導等の権限移譲による拡充） 青少年の深夜外出防止対策 等
3 青少年を育む環境づくり			46,909千円
青少年育成に携わる団体などの支援を行うとともに、青少年の体験活動への支援を行います。			
(1)	青少年育成者の支援	地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 青少年の健全育成活動を行う保護司会協議会や、横浜市子ども会連絡協議会等青少年団体への補助	
(2)	(財) 横浜市青少年育成協会の運営支援	開港150周年・横浜こども科学館25周年記念プラネタリウム番組の上映 横浜サイエンスフロンティア高校との連携 青少年育成者養成講座の企画	
(3)	青少年の体験活動支援	ヨコハマ・ハイスクール・ミュージック・フェスティバル事業による高校生の健全育成	
4 青少年関係施設の運営等			551,791千円
(1)	青少年施設及び野外活動施設の管理運営	青少年施設：横浜こども科学館 他3施設 野外活動施設：横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター 他3施設	
(2)	青少年関係施設の耐震・改修工事		

14	地域療育センター 関係事業	事業内容																									
		0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として、市内方面別に設置された地域療育センターの運営を行います。																									
本年度	千円 2,511,014	また、センター運営の一環として、発達障害と考えられる児童への対応等に関する小学校への支援を行うとともに、新たなサービスメニュー「児童デイサービス」導入に向けた準備を進めます。																									
前年度	2,576,265																										
差引	△ 65,251																										
本年度の財源内訳	国 県 その他 市費	— — 146 2,510,868	(1) センター一覧及び予算内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>運営法人等</th> <th>本年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 南部地域療育センター</td> <td rowspan="3">指定管理者：(福)青い鳥</td> <td>350,736</td> </tr> <tr> <td>2 中部地域療育センター</td> <td>345,843</td> </tr> <tr> <td>3 東部地域療育センター</td> <td>321,499</td> </tr> <tr> <td>4 戸塚地域療育センター</td> <td rowspan="3">指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団</td> <td>389,182</td> </tr> <tr> <td>5 北部地域療育センター</td> <td>325,756</td> </tr> <tr> <td>6 西部地域療育センター</td> <td>352,132</td> </tr> <tr> <td>7 地域療育センターあおば</td> <td>民設民営：(福)十愛療育会</td> <td>286,038</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>2,371,186</td> </tr> </tbody> </table>	センター名	運営法人等	本年度予算	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	350,736	2 中部地域療育センター	345,843	3 東部地域療育センター	321,499	4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	389,182	5 北部地域療育センター	325,756	6 西部地域療育センター	352,132	7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	286,038	計		2,371,186	(千円)
センター名	運営法人等	本年度予算																									
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	350,736																									
2 中部地域療育センター		345,843																									
3 東部地域療育センター		321,499																									
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	389,182																									
5 北部地域療育センター		325,756																									
6 西部地域療育センター		352,132																									
7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	286,038																									
計		2,371,186																									
(2) サービス内容	・相談・地域サービス部門：療育相談へのスタッフ派遣、幼稚園等の関係機関への技術支援等 ・診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等 ・通園部門：知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設																										
2 地域療育センター学校支援事業		132,432千円																									
地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターに常勤の専門スタッフ（2名）を配置し、センターの専門性と経験をもとに、発達障害と考えられる児童への対応に関する支援を小学校を対象に実施します。																											
○ 主な支援内容																											
(1) 学校訪問による教職員への研修 普通学級担当職員、個別支援学級担当職員、特別支援コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力																											
(2) 学校訪問によるコンサルテーション 児童とのコミュニケーションのとり方、机の配置・掲示物などの教室等の環境設定、教材の活用等に関する助言など																											
3 地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）<新規>		7,396千円																									
主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童に適切な療育を提供するため、全地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、集団療育等の支援を行うための準備を進めます。																											
平成21年度は、2つのセンターで導入に向けた準備を進めます（平成22年4月導入予定）。																											

15	学齢障害児への支援	事業内容																
		就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる「居場所」づくりを推進し、実施か所数の拡大を図るとともに、既存の機関への委託等により思春期における診療、相談等の支援を実施します。																
本 年 度	千円 226,322	1 障害児居場所づくり事業<拡充>	161,140千円															
前 年 度	188,909	主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。																
差 引	37,413	○社会福祉法人やN P O等との協働により、未整備区での実施を進めます。																
本年度の財源内訳	国	—	(1) 実施か所数 17か所（前年度13か所） (大規模事業所3か所、中規模事業所1か所、小規模事業11か所、区自主企画事業2か所)															
	県	—																
	その他	—																
	市 費	226,322	(2) 実施形態 地域のニーズの実態に応じ、平均日々利用人数等に基づき4つの形態により実施します。															
(単位:千円)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>形態</th> <th>か所数</th> <th>1か所あたりの補助額(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>3</td> <td>17,751</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>1</td> <td>13,913</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>11</td> <td>9,564</td> </tr> <tr> <td>区自主企画事業の補助</td> <td>2</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				形態	か所数	1か所あたりの補助額(最大)	大規模	3	17,751	中規模	1	13,913	小規模	11	9,564	区自主企画事業の補助	2	3,600
形態	か所数	1か所あたりの補助額(最大)																
大規模	3	17,751																
中規模	1	13,913																
小規模	11	9,564																
区自主企画事業の補助	2	3,600																
2 学齢障害児支援事業（学齢後期）		65,182千円																
<p>学齢後期（概ね中学校期以降）の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行することができるよう、既存の機関に医師、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談等の支援を行います。</p>																		
<p>○実施機関</p> <p>1 小児療育相談センター（13年度事業開始）</p> <p>(1) 実施内容 相談、相談に基づく関係機関との連携、思春期デイケア等 ※診療部分（初診、再診等）は本委託事業には含まないが、センターとして実施。</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師（週1日）、臨床心理士、ソーシャルワーカー（3名）</p>																		
<p>2 横浜市総合リハビリテーションセンター（20年度事業開始）</p> <p>(1) 実施内容 診療（初診、再診）及び診療に伴う相談等【診療科目：発達精神科】</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師（週5日）、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー（2名）</p>																		

16	障害児施設及び利用者への支援の充実		事業内容 平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設の利用者負担は、これまでの所得に応じた応能負担から定率負担及び食費等の実費を負担する制度に変更されました。 本市では、障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施し、利用者負担を軽減するとともに、障害児施設給付費等により安定した施設運営を図ります。
	本年度	千円 2,984,831	
前年度		3,077,371	1 障害児施設利用者負担助成事業 58,066千円
差引		△ 92,540	児童福祉法改正により障害児施設利用に伴う利用者負担額等※が大幅に増加したことから、負担額等の一部を本市独自に助成します。 ※ サービス利用量に応じた定率負担（1割）及び特定費用（食費、日用品費等）、医療費、教育費の実費負担の合算額
本年度の財源内訳	国	1,190,058	(1) 対象者＜平成21年度見込み数；約900人＞ 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の障害児施設給付費支給決定保護者
	県	29,000	(2) 助成内容 措置制度の徴収金算定方法と同様に、世帯の所得税額等に基づく本市独自の利用者負担上限額を算定（応能負担）し、国基準による負担額等※との差額を助成します。
	その他	32,372	
	市費	1,733,401	
2 障害児施設給付費 1,752,020千円		障害児施設給付費等の支給決定を受けた障害児の施設利用に伴うサービス提供に係る費用を支出します。	
○ 対象者＜平成21年度見込み数；1,150人＞ 児童相談所で障害児施設給付費等の支給決定を受けた保護者の児童又は18歳を超えた障害児本人			
3 障害児施設措置費 705,321千円		保護を要する障害児を障害児施設に措置した場合に、入所後の保護又は委託後の養育につき、国が定める児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を支出します。	
○ 対象者＜平成21年度見込み数；150人＞ 児童相談所で措置決定を受けた児童			
4 民間障害児施設運営費助成事業 469,424千円		障害児入所施設において、職員の加配等により、施設機能を強化することにより、児童個々の障害の状態や家庭背景等に応じた支援や、医療対応等の日々の健康管理の充実を図ります。	
○ 対象者＜平成21年度見込み数；300人＞ 入所施設を利用する児童			

17	重症心身障害児者 医療提供体制 支援事業		
	本年度	千円 2,240	
	前年度	3,520	
	差引	△ 1,280	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	2,240	

事業内容

重症心身障害児者とその家族の方が、在宅でも安心して生活できるように、市内の医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。

1 医療連携ネットワークの構築

重症心身障害児者の円滑な受診環境を実現するため、平成21年9月までに各区2か所以上の診療所及び市内16の中核的病院で医療連携ネットワークを構築します。

2 医療機関情報提供

重症心身障害児者を受け入れる医療機関情報冊子を作成し、重症心身障害児者とその家族、連携医療機関等に送付することにより、円滑な受診につなげます。

3 重心医療従事者養成研修の実施

重症心身障害児者施設や地域活動ホーム、重心連携協力医療機関等の看護師に対して、重心医療の研修を実施し、安心して受診できる環境づくりを進めます。また、医師対象の研修についても実施します。

4 医療機関受診相談の継続実施

重症心身障害児者とその家族が抱えている医療上の問題について、解決に向けたアドバイス・援助のため電話相談を行います。

この事業は平成18年度のアントレプレナーシップ認定事業です

18	虐待防止との化 児童相談所 機能強化	事業内容	
		児童虐待等要保護児童の増加及び深刻化に対応するため、その未然防止と在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの総合的な対策を実施します。	
本 年 度		1 児童相談所の運営と機能強化	907,961千円
	千円	(1) 児童相談所の管理運営 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。	
前 年 度	942,250	(2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化等に取り組みます。 ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の通報相談に24時間365日対応します。 ・児童虐待通報等への対応強化<拡充> 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待通報や相談等に、より迅速に対応できる体制を確保します。 ・弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援の強化を図ります。	
差 引	△ 2,286,152	(3) 児童虐待相談進行管理システム事業 児童虐待の相談や通報に関する情報と支援経過の共有を効率的に行い、児童及び家庭への支援を的確に実施するため、児童虐待相談の進行管理をシステム化します。	
本年度の財源内訳	国 績	2 養育支援家庭訪問事業	24,237千円
	201,589	児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。	
	県		
	5,695		
	その他		
	19,878		
	市 費		
	715,088		
		3 児童虐待防止啓発地域連携事業	10,052千円
		(1) 児童虐待防止の広報・啓発 児童虐待防止推進月間に実施する「STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン」を中心に、市民に対する広報・啓発活動を行います。	
		(2) 関係機関の連携強化と人材育成 児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営する等、地域の関係機関との連携強化を図ります。また、専門性の向上を図るために、地域の関係者や児童相談所・区福祉保健センター職員への研修等を行います。	

19	児童養護施設等における家庭的支援の充実	事業内容				
		家庭にかわって児童のきめ細やかな生活支援をする施設が不足していることから、老朽施設の改築や新規整備にあわせて、個室化やユニット化を図った児童養護施設を整備します。	また、被虐待児童等を家庭的な雰囲気で養育する地域小規模児童養護施設を設置するとともに、里親等の養育者の拡充及び支援を行います。			
本年度		千円 574,611				
前年度		504,804				
差引		69,807				
本年度の財源内訳	国	256,499	施設名	整備種別 (本年度実施内容)	所在地	定員 (人)
	その他	75	聖母愛児園	改築 (工事)	中区 山手町	96 平成 22年3月
	市債	104,000	ポート金が谷 (仮称)	新設 (工事)	旭区 金が谷	30 平成 21年7月
	市費	214,037	<新設施設>	新設 (基本設計)	未定	30 平成 23年度

1 児童養護施設の整備<拡充> **397,115千円**

入所児童への専門的ケアの充実と定員の拡充を図るため、老朽施設の改築と新設施設の整備に加え、新たに1施設の基本設計に係る整備費の助成を行います。

施設名	整備種別 (本年度実施内容)	所在地	定員 (人)	しゅん工 予定
聖母愛児園	改築 (工事)	中区 山手町	96	平成 22年3月
ポート金が谷 (仮称)	新設 (工事)	旭区 金が谷	30	平成 21年7月
<新設施設>	新設 (基本設計)	未定	30	平成 23年度

2 地域小規模児童養護施設の運営・整備 **59,955千円**

被虐待児童などを地域の民間住宅等を活用し、少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する地域小規模児童養護施設の運営を支援します。

3 里親推進事業 **26,935千円**

里親の拡充を図るため、パンフレットやポスターの制作などによる広報活動や、里親制度説明会を実施します。

また、里親の専門性や養育力の向上を図るため、支援・研修制度を充実します。

(参考) 里親登録組数 (平成20年12月末現在) : 111組

4 ファミリーグループホーム事業 **90,606千円**

虐待を受けた児童や支援の困難な児童に対して、専門的なケアを行いながら家庭的な雰囲気の中で養育を行うファミリーグループホーム事業の推進を図ります。

(参考) ファミリーグループホーム数 (平成20年12月末現在)

家庭型: 6 ホーム 分園型: 2 ホーム

20	母子支援事業 婦人保護・DV対策事業	事業内容	
		1 母子家庭等の自立支援	70,948千円
本年度	千円 185,213	母子家庭等の自立に向けて、母子家庭の就労支援等を行います。	
前年度	182,473	・母子家庭自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給	
差引	2,740	・母子家庭高等技能訓練促進費 看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、一定期間の生活費を支給	
本年度の財源内訳	国 75,164 県 — その他 13 市費 110,036	・就職支援セミナー・講習会事業 就職準備セミナーや、就職に役立つ資格を取得するための講座を実施する	
		・母子家庭等就業・自立支援センター事業 就労支援を柱とし、就労相談、職業紹介、養育費の決め等の専門相談、夜間電話相談等の自立支援事業を実施	
		・日常生活支援事業 等	
2 母子生活支援施設緊急一時保護事業		63,940千円	
DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。			
・実施施設 4か所・12世帯			
3 女性緊急一時保護施設補助事業		16,000千円	
民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。			
・実施施設 3か所			
4 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実		29,575千円	
DV被害者等の相談・保護・自立に向けた支援の確立や地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。			
(1) シェルター等における自立に向けた支援 (3か所) DV被害者等が地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間に配慮しながら職員が専門的に支援します。			
(2) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。			
(3) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援 (4か所) 母子生活支援施設に、フォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行うほか、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行います。(1か所増)			
(4) 小規模分園型母子生活支援施設の運営 (1か所・定員5世帯) より地域に近い生活の場となる小規模分園型の施設の運営を支援し、入所者の自立促進を図ります。			
(5) 母子生活支援施設での夜間養護 (トワイライトステイ) の実施 地域の母子家庭等の子どもを対象にした夜間養護を実施します。			
5 瀬谷区支えあい家族支援モデル事業 【区】〈新規〉		4,750千円	
生活困難な子育て家庭に「アシスタント(仮称)」を派遣し、相談等に対応するとともに、地域での支援体制について検討します。(健康福祉局と共に管)			

21	児童手当・児童扶養手当支給事業		事業内容 1 児童手当 22,806,001千円 家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を目的として手当を支給します。 【対象】 小学校修了前の児童の養育者 【手当額】 3歳未満 月額10,000円 3歳以上 第1子、第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円 【月平均児童数】283,391人
	本年度	千円 31,987,829	
	前年度	31,485,216	
	差引	502,613	
本年度の財源内訳	国	14,251,790	2 児童扶養手当 9,181,828千円 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。 【対象】 父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者 【手当額】 全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 9,850円～41,710円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円 【月平均児童数】29,912人
	県	5,807,407	
	その他	20,001	
	市費	11,908,631	

22	母子寡婦福祉資金貸付事業 (母子寡婦福祉資金会計)		事業内容 1 対象者 (1) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (2) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方 2 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金) 3 貸付利子 無利子 (ただし住宅、転宅、結婚、生活資金(一部無利子)は年利3%) 4 償還期間 据置後3年～10年以内 (据置 6ヶ月、1年) 5 貸付限度額 (例: 修学資金…第1学年・自宅通学) 私立高校: 30,000円／月額 私立大学: 54,000円／月額
	本年度	千円 916,457	
	前年度	914,478	
	差引	1,979	
本年度の財源内訳	市債	—	
	貸付金収入	582,891	
	その他	313,566	
	市費	20,000	

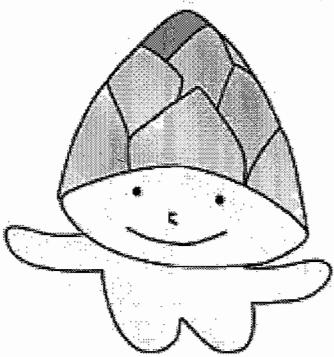
CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



横濱開港150周年

平成 21 年度
こども青少年局
運営方針



こども青少年局ホームページ
キャラクター「すくすくん」



局運営の基本的な考え方

基本目標

- 「安心して子どもを産み育てられる社会」の実現
- 「次代を担う子どもや青少年が夢や希望を持っていきいきと育ち、暮らすことができる社会」の実現

この基本目標の実現に向け、

行動指針

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開
- 福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組の推進

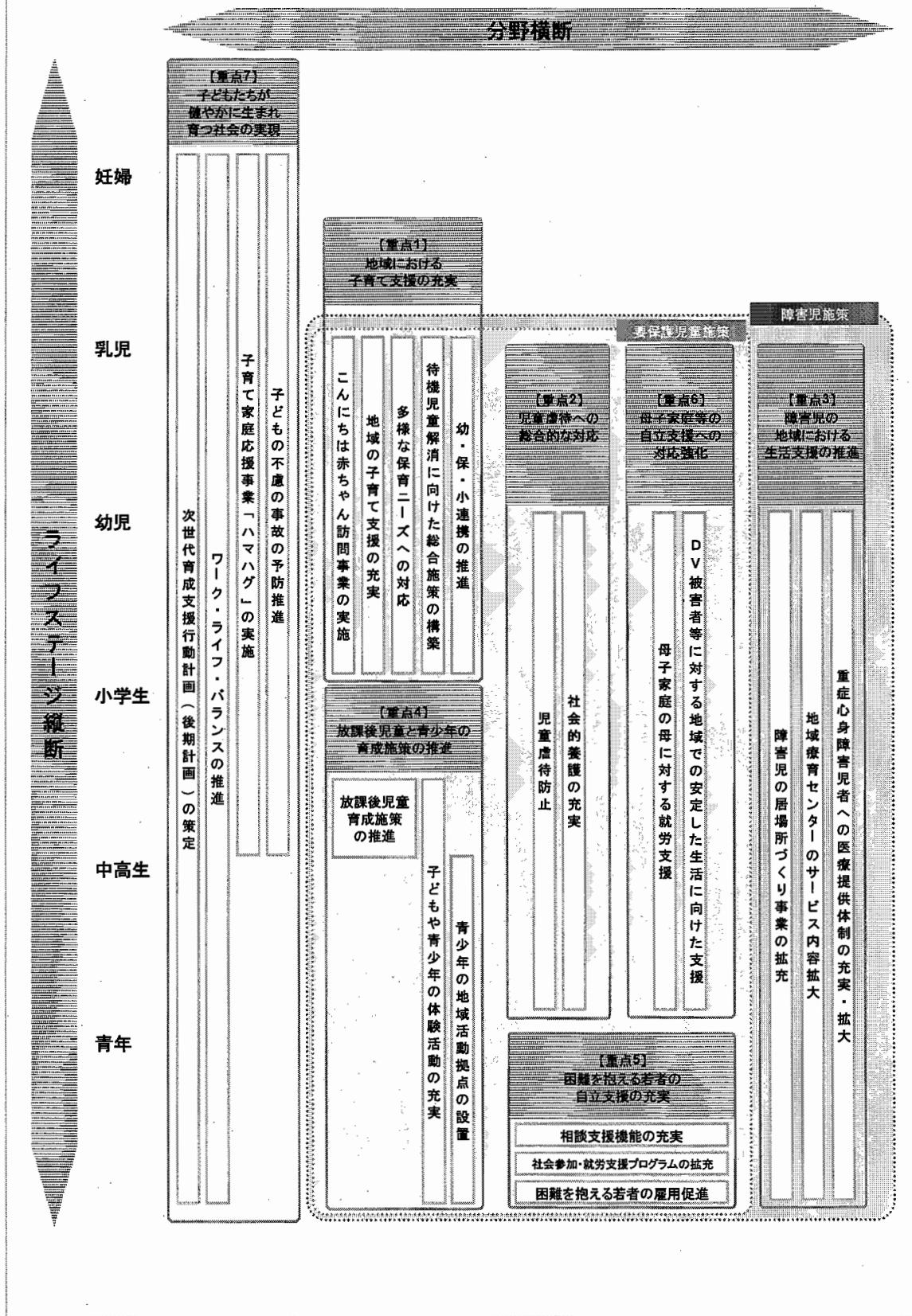
をこども青少年局の基本的な行動指針としながら、
平成 21 年度は、7 つの重点推進施策

平成 21 年度 7 つの 重点推進施策

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 児童虐待等への総合的な対応
- 3 障害児の地域における生活支援の推進
- 4 放課後児童と青少年の育成施策の推進
- 5 困難を抱える若者の自立支援の充実
- 6 母子家庭等の自立支援への対応強化
- 7 子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の実現

を柱とし、市民との協働により様々な施策の充実を図っていきます。

● 「ライフステージ縦断」と「分野横断」のイメージ



施策を推進するうえでの姿勢

市民満足度と職員満足度の向上を目指して

横浜市職員の使命は、市民や社会から横浜市役所に求められている役割・期待を敏感に捉えて、適時適切に行動し、市民満足度(CS*)を高めることに他なりません。

そのためには、職員一人ひとりが持つ知識や能力を 100%発揮し、全力で業務に取り組むことが必要になりますが、その基本になるのは、職員のやる気と満足度(ES*)の向上です。

私たち、こども青少年局では、市民満足度と職員満足度の向上を連鎖するものと捉え、活力のある職場からよりよい市民サービスを提供するため、次のような姿勢で施策を推進します。

※ CS : Citizen Satisfaction ES : Employee Satisfaction

1

市民や現場の声を聴きます

本市の目指す「コンプライアンス」は、単に法令を遵守することにとどまらず、市民や社会からの要請に全力でこたえていくことであり、これこそが市民サービスの基本です。

これを実現するためには、「市民ニーズを的確に捉えているか」「市民の望むサービスが提供できているか」を常に自らに問い合わせていく必要があります。その指標となるのが、「市民の声と現場の声」です。

私たちは、現場に足を運び、市民や現場の声を直接聴き、ニーズや課題を把握することで、よりよい市民サービスの提供に活かします。

具体的な取組

- 進んで現場に出向いて実態を把握し、市民からの提案・苦情・要望に積極的に対応
- 現場での意見交換やニーズを把握するためのアンケートを積極的に実施し、利用者や事業者の声を事業に反映
- 市民の声や地域の状況を十分に把握している区役所と、意見交換を積極的に実施し、連携を強化

2

あいさつを励行し、明るく風通しのよい職場をつくります

よりよい市民サービスを提供するためには、職員が一丸となって仕事に取組んでいかなければなりません。

そのためには、職員の一人ひとりが組織の目標を理解するとともに、元気なあいさつや笑顔での対応など、上司・部下・同僚の間の円滑なコミュニケーションを基本にした信頼関係のもと、お互いを尊重しながらも言いたいことを自由に言い合える関係を築くことが必要です。

私たちは、目標や価値観の共有を図りながら、自由闊達に議論が行われる明るく風通しのよい職場をつくり、職場内のチーム力を高めます。

具体的な取組

- あいさつの励行やランチミーティング等の実施による、職員間のコミュニケーションのさらなる円滑化
- 朝ミーティングの活用による、運営方針等組織目標の共有
- 局長が各課の朝ミーティングに参加
- 上司・部下・同僚の立場に関わらず、職員一人ひとりの提案を大切にする雰囲気づくりを進め、職員間の議論を活発化
- 局長と職員との意見交換を実施

3

市民ニーズへの的確な対応、課題の迅速な解決に挑戦します

社会経済状況の変化に伴い、市民や社会のニーズは多様化、複雑化しています。縦割りの施策や前例、既成概念に捕らわれた画一的な取組では、これらに十分対応することはできません。

市民や現場の声に応えるためには、職員一人ひとりが、仕事の工夫と改善に取り組むのはもちろんのこと、自らの業務の成果、自らの満足度のみならず、他業務の成果、他部署の満足度を向上させることを意識しながら、他の担当や他部署との横の連携を強化することが必要です。

私たちは、他業務の成果や他部署の満足度の向上にも意識を持ち、横浜市役所全体でのチーム力を最大限に發揮することに努め、新たな課題に果敢に挑戦していきます。

具体的な取組

- 業務間・事業間の連携強化による、市民一人ひとりの状況や目的に応じた適切できめ細かな支援の実施
- 業務間・事業間の連携強化による、新たな事業手法の検討

4

民との協働・共創を推進します

多様化、複雑化する市民ニーズに応えていくには、行政と民間がそれぞれの知識やノウハウ、その他保有している資源を最適な形で組み合わせ、異なる価値観の相互作用により新たなアイディアや価値を生み出し、優れたサービスを提供していくことが不可欠となっています。

私たちは、こども青少年分野において、行政と民間の協働・共創による新たな公共を創造していきます。

具体的な取組

- 地域でこども青少年施策に携わる団体のネットワークの構築
- 企業やNPOなどの民間からの事業提案を広く受け入れ、公共性の高い事業の協働実施

5

自ら考え方行動する職員を育成します

職員が、課題意識を持ち、やりがいを感じながら充実して業務を遂行していくには、業務の専門性を高める研修の受講はもちろんのこと、時として、市民・生活者の視点から業務の位置付け、あり方、進め方を見つめなおす機会を持つことも大切です。

私たちは、職員が研修への参加や自己啓発を行いやすい職場環境を整備し、意欲や能力を存分に発揮でき、自ら考え方行動する職員の育成を進めます。

具体的な取組

- 自らの業務以外に視野を広げる人材育成研修の実施
(取組例:朝ミーティングを活用した「局の仕事ミニ研修」、オフサイト研修、区局を知ろう研修、こどもの人権に関する研修等)
- 研修情報の共有や責任職からの積極的な呼びかけなど、研修への参加や自己啓発を行いやすい雰囲気づくり

6

ワーク・ライフ・バランスを推進します

「効率よく業務に取り組み、働くときは集中し、休むときはゆっくり休む」こうしたメリハリのある働き方が、職員の健康の保持、育児参加や家族との団らん、自己啓発、地域活動への参加など、職員の生活の充実や業務を離れて自らを振り返る機会をつくることにつながり、これが質の高い業務を生み出す原動力となります。

私たちは、責任職のリーダーシップのもと、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員一人ひとりの満足度や意欲を高め、質の高い市民サービスを提供します。

具体的な取組

- 仕事と子育てを両立しやすい職場風土の醸成に取り組み、『やります!4つの「Do! プラン」』を推進
- 業務の効率化やスケジュール管理の徹底、職場内の協力体制の工夫による、超過勤務時間の削減：平成19年度比30%減
- 有給休暇取得率：50%目標(一人当たり年次休暇取得10日)
- 夏季休暇の完全消化(連続取得の励行)

7

脱温暖化・環境へ配慮します

職員一人ひとりが、脱温暖化・環境に配慮し、職場での不要な照明を控え、ゴミの分別を行うとともに、情報のデータ化や裏紙使用により、コピー用紙の購入量を削減します。また、各家庭での取組みにも努めます。

さらに、施策実施にあたり、子育て家庭や青少年への脱温暖化への啓発及び環境活動の取組みを実施していきます。

私たちは、施策を推進するうえではもちろんのこと、家庭においても脱温暖化・環境に配慮し、子どもや青少年をはじめとするより多くの市民・事業者等にも脱温暖化行動が定着するよう努めます。

具体的な取組

- 始業時前や昼休み等の消灯：100%実施
- 電子メールや庁内インターネットの活用、裏紙使用によるコピー用紙の購入量削減
- エレベーターに頼らない階段の積極的な利用
- 施設に対する緑化等の働きかけの強化
- 社会体験等の事業における、脱温暖化・環境に関するプログラムの積極的導入

重点推進施策

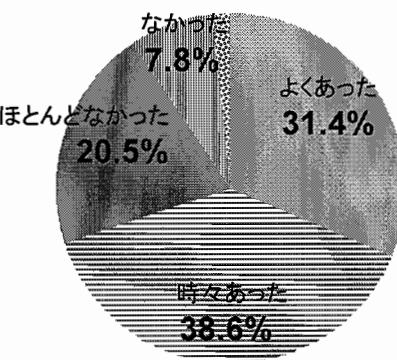
1

地域における子育て支援の充実

取り巻く状況

子育て不安 - 約7割の人が子育てに不安感をもっている

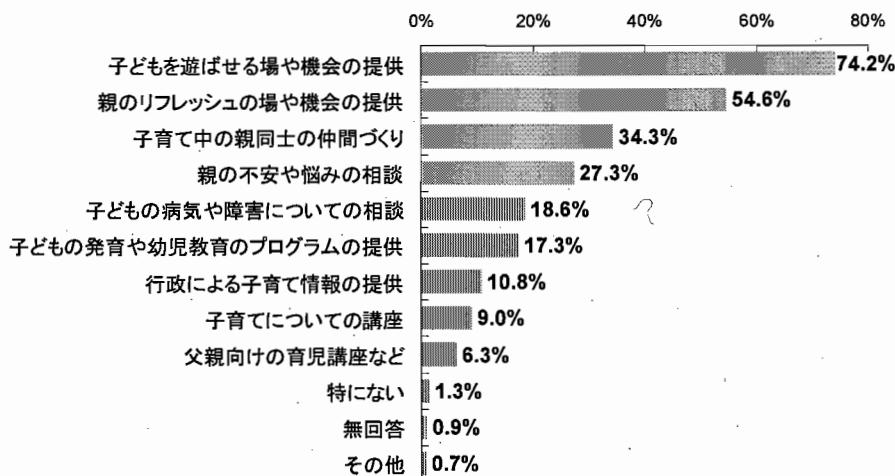
平成20年度に未就学児の保護者を対象に実施した本市のニーズ調査において、「出産から半年の間に不安を感じたり、自信が持てなくなることがありましたか」との問い合わせに対し、保護者の約7割が「あった」もしくは「時々あつた」と回答しており、多くの方が感じている子育て中の不安感の解消が求められています。



(出典)
子育て支援に関するニーズ調査
<未就学児保護者>
(平成20年度、横浜市)

子育てに必要なサポート - 「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が1位に

「妊娠中や出産後に重要なサポートはどのようなものですか」との問い合わせに対して、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」「親同士の仲間づくり」「悩みの相談」が上位に挙げられており、身近なところに親と子が集まる場所の存在が重要視されています。また、半数を超える方が「親のリフレッシュの場や機会の提供」を挙げており、保護者の就労状況によらない、リフレッシュを目的とした保育ニーズの需要がうかがえます。親子の交流や相談機能、一時預かりなど、身近な場所での子育て支援が求められています。



※ 3つまでの複数回答

(出典) 子育て支援に関するニーズ調査<未就学児保護者>(平成20年度、横浜市)

めざすべき姿

様々な子育て支援施策を市民と協働で進めることにより、子育て中の保護者の子育てに関する様々な不安や負担が軽減されるとともに、子育てに積極的な価値を見いだせる社会が推進されています。



保育所の整備に加えて既存の保育資源の有効活用を進め、増加する保育ニーズに対応するとともに、保護者の就労状況にかかわらず利用できる多様な保育サービスを拡充することにより、保育や子育て支援を必要とする子ども・保護者が、気軽に各種のサービスを利用できる環境が整っています。

具体的な取組

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施

地域で子育て支援にかかる市民が、生後4か月になるまでの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、地域の子育てに関する情報提供などを行い、保護者が子育てを楽しく感じ、気軽に相談できる、地域の子育てを応援する風土づくりを進めます。

- 訪問件数：1,751件(21年1~3月)→16,000件

→ 年間約32,000人の出生数に対し、訪問率50%

(里帰り等で不在の家庭と、訪問に同意のない家庭を除いて訪問)



△地域子育て支援拠点

(2) 地域子育て支援拠点を中心とする、地域の子育て支援の充実

市民と行政が協働して、親子が交流でき、子育てに関する情報提供や育儿相談などを行う地域の子育て支援の場の整備を進めるほか、地域の子育て支援の情報共有を進めるため、支援にかかる多様な市民の情報交換・交流等によりネットワークづくりを進めます。

- 地域子育て支援拠点 利用者数の増：

延べ251,386人→331,700人(12か所→14か所)

- 親と子のつどいの広場 利用者数の増：

延べ107,413人→113,500人(25か所→28か所)

中期計画目標値：
18か所(H22年度末)

中期計画目標値：
36か所(H22年度末)

(3) 多様な保育ニーズへの対応

保育所を利用している世帯だけでなく、子育て家庭の育児ストレスの軽減や緊急時における保育場所の確保など、保育ニーズの多様化に対応するため、一時保育、病児保育等を推進します。また、認可外保育施設が実施する一時預かり事業に助成し、リフレッシュなどに対応する一時預かりの拡大を図ります。

中期計画目標値：
249か所(H22年度末)

中期計画目標値：
18か所(H22年度末)

目標

- 一時保育 利用者数の増：
延べ 110,100 人→120,000 人 (214 か所→229 か所)
- 病児保育 利用者数の増：
延べ 4,000 人→5,000 人 (9 か所→14 か所)
- 乳幼児一時預かり事業：延べ 2,640 人 (認可外保育施設 4 か所)
- 子育てサポートシステム
利用件数の増：延べ 42,000 件→44,500 件

(4) 待機児童解消に向けた保育所整備等の推進と、総合施策の構築

「市有地無償貸付」による保育所の新設をはじめとした多様な手法で保育所の整備を進めるほか、老朽化した民間保育所の改築を進め、定員増を図ります。

さらなる保育ニーズの増加が見込まれる中で、保育所の整備だけではなく、既存の保育資源を有効活用するためのモデル事業を実施して検証を行い、待機児童解消に向けた総合的な施策の構築を目指します。

中期計画目標値：
約 38,000 人
(H22 年度末)

目標

- 保育所定員の増：
36,871 人→37,618 人 (747 人定員増)
(H21.4.1→H22.4.1)
- 幼稚園預かり保育
利用者数の増：月平均 1,950 人→2,000 人
実施か所数の増：67 園→69 園(H21.4.1→H22.4.1)
- 横浜保育室の整備費助成：5 か所
- 家庭保育福祉員の新規認定：6 人(37 人→43 人)
- 乳幼児一時預かり事業：4 か所 [再掲]
- 一時預かりを実施する施設への整備費助成：1 か所
- 通園バス購入費用の助成：2 か所

(5) 幼・保・小連携の推進

幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実をめざし、育ちと学びの連續性の確保を推進していくため、幼稚園、保育所と小学校が協働で連携に取り組みます。今年度は1区1地区で実施する連携推進地区事業の全区展開を行います。

目標

- 連携推進地区事業の全区展開:9地区→18地区

「連携推進地区事業」とは?

Work

横浜市では、昭和60年度から「交流地区事業」を実施し、市内の幼稚園、保育所、小学校の教諭・保育士、保護者を対象に交流活動を行い、保育や教育に関する幼・保・小の相互理解を深めてきました。また、平成7年度からは市内2地区をモデル地区として定め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実に取り組んできました。

今年度から全区展開を行う「連携推進地区事業」では、近隣の幼稚園、保育所、小学校が教育観、保育観を共有しながら、「給食交流会」や「学校たんけん」などの子ども同士の交流活動や教職員の連携に関するもの、教材開発やカリキュラムの開発に関するもの、家庭、地域との連携に関するものなど、地域や園・学校の特色をいかした活動を行い、その成果を全市に発信していきます。



重点推進施策

2

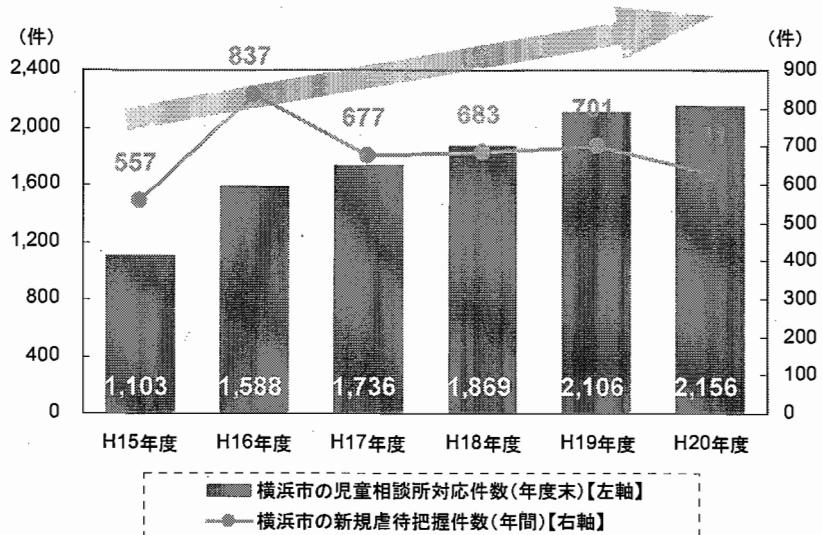
児童虐待等への総合的な対応

取り巻く状況

増え続ける児童虐待対応件数

児童虐待への対応は、長期にわたる支援が必要であり、本市における児童虐待対応件数(児童相談所年度末件数)は年々増加し、20年度末は2,156件となっています。

また、新規虐待把握件数では、乳幼児や小学校低学年の児童への虐待件数が、全体の6割以上を占めています。



めざすべき姿

すべての子どもが、家庭において適切な養育を受け、幸せな生活を送ることができるよう、あらゆる社会の構成メンバーが、子育てや児童虐待に関する心を持つとともに、不適切な養育の予防や家庭における子育てを支援するための協力体制が整っています。

また、やむを得ず家庭における適切な養育が困難な子どもに対しては、家庭にかわりそれぞれの状況に合う安定した養育を行う環境が整備されています。

具体的な取組

(1) 児童虐待防止

児童虐待の防止には、早期発見と早期対応が鍵を握ります。そこで、地域の人々に広く児童虐待について理解と関心を深めてもらうことを目指して、区と連携して児童虐待防止のキャンペーンを実施します。特に、最近増加している「ネグレクト」事例の早期発見に向けて、生活に身近なコンビニエンスストア等への啓発活動を実施します。また、保育園・小学校への研修や在宅支援において、区と児童相談所のより一層の連携を進めます。



また、虐待等で児童を家庭から分離した後、再び一緒に生活ができるよう、児童のケアとともに家庭で適切な養育が行えるよう家族に対して支援を行う「家族再統合」事業を推進します。

中期計画目標値：
85件(H22年度末)

目標

- 「STOP・こども虐待」協力店舗の新規開拓：
800店(コンビニエンスストア等へのリーフレットによる啓発、オレンジリボン着用依頼)
- 保育所・小学校教員等への研修実施：区単位で、全区で実施
- 家族再統合の実現：85件

(2) 社会的養護^(※1)の充実

被虐待などにより社会的養護を必要とする子どもに、家庭にかわってきめ細かな生活支援を行うため、個室化やユニット化^(※2)を図った児童養護施設の整備を進めるとともに、老朽化している施設について再整備を進めます。

また、里親制度への周知を進め、制度の拡充を図るとともに、里親に対する研修などを通じて、より良い養育環境の実現に向けて支援を行います。

中期計画目標値：
689人(H22年度末)

目標

- 児童養護施設の定員増：546人→612人
(うち市所管施設 386人→452人)

【新築】

1館目「杜の郷」(泉区岡津町)一開所(6月)、定員30人

2館目「ポート金が谷」(旭区金が谷)

一竣工(7月)、開所(8月)、定員30人

3館目(用地選定中)

一運営法人決定(12月)、基本設計完了(3月)、定員30人

【改築】「聖母愛児園」

一竣工(3月)、開所予定：H22年度、定員20人増(76人→96人)

- 里親新規登録の増：18組→20組



※1 「社会的養護」

虐待をはじめとするさまざまな理由により、家庭において適切な養育を受けることのできない子どもたちを、家庭に代わり乳児院や児童養護施設、里親などが養育すること。

※2 「ユニット化」

少人数で生活(就寝・食事・入浴)できる単位で施設を構成すること。

障害児の地域における生活支援の推進

取り巻く状況

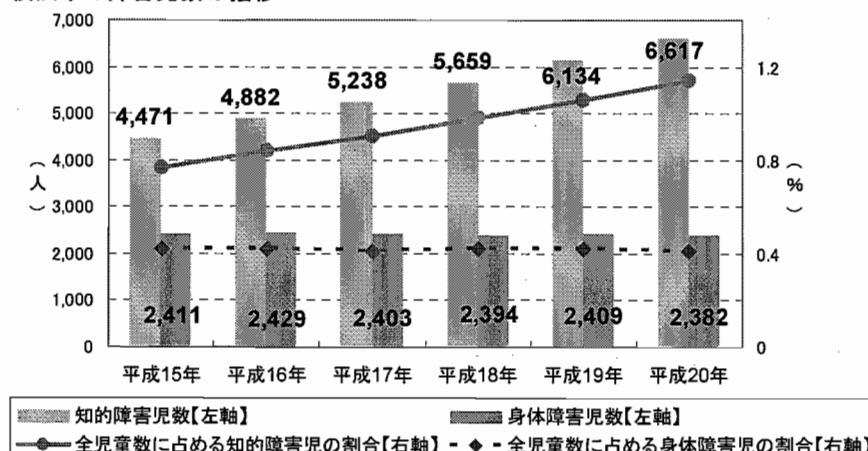
知的障害児や重症心身障害児者の増加

近年、本市の障害児数は一貫して増加傾向にあり、障害種別ごとに見ると、知的障害児や重症心身障害児者が著しく増加しています。その中で、障害児とその家族を支援する福祉サービスの充実が求められています。

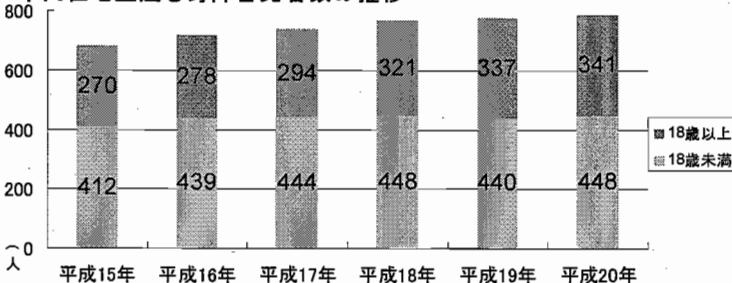
特に、地域療育センターの利用児童が急増していますが、その主な要因は発達障害児への対応であり、すでにセンター利用児童の半数以上となっています。知的な遅れのある児童については、知的障害児通園施設等のサービス体制がある一方、知的な遅れのない発達障害児については、集団療育等のサービス体制が整備されていません。

また、本市には約1,000人の重症心身障害児者がおり、約8割の方が家族とともに地域社会の中で生活をしていますが、日常的な医療ケアを要する上に、病状が重症化しやすいため、常に医療サポートが必要であり、医療機関の連携を円滑に行うための仕組みづくりが求められています。

横浜市の障害児数の推移



市内在宅重症心身障害児者数の推移



※「障害児」とは、身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持児童とします。

※「市内在宅重症心身障害児者」とは、本市4児童相談所が把握している人数です。

※「発達障害児」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現」し、「日常生活又は社会生活に制限を受ける」18歳未満の児童を言います。(発達障害者支援法第2条抜粋)

めざすべき姿

障害児一人ひとりの状況に配慮した身近な体験交流の場や学習の場が整備され、本人の豊かな成長と将来の自立に向けた良好な環境が整備されるとともに、家族の生活の安定・充実が図られています。

また、障害に理解のある医療機関同士の連携が進み、身近な医療機関から専門的医療機関まで、重度の障害のある子どもも安心して受診できる医療環境が整っています。

具体的な取組

(1) 障害児居場所づくり事業の拡充

体験や交流を通じて障害児の豊かな人間性を育むことや、家族の就労や余暇等の社会参加の機会が充実し、安定した生活が送れるようになることを目指し、学齢期の障害児が、放課後や夏休みにのびのびと過ごすことのできる居場所を増やします。

中期計画目標値：
21か所(H22年度末)

目標

- 障害児居場所の利用者数の増：
- 延べ 29,728 人→33,120 人 (13 か所→17 か所)

(2) 地域療育センターのサービス内容拡大 新規

主として知的な遅れのない発達障害のある児童に、より適切な療育を提供するため、各地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターに新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を順次導入し、集団療育等の実施を通して児童及びその保護者への支援の充実を図ります。

目標

- 南部地域療育センター・北部地域療育センター2 か所で「児童デイサービス」導入に向けた準備完了(22年4月当初から事業開始)

(3) 重症心身障害児者への医療提供体制の充実・拡大

重症心身障害児者が身近な医療機関で適切な医療が受けられ、家族とともに在宅でも安心して生活できることを目指し、医療機関情報の提供、医療連携ネットワークの構築など医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。

目標

- 重心医療連携ネットワークの立ち上げ(9月、21 病院、106 診療所)
- 医療機関情報冊子の作成・配布： 1,100 冊
- 重心医療従事者養成研修の実施：
連携医師研修(新規)2 回／非医療従事者研修(新規)2 回
看護師研修(継続)1 回(参加者数 100 人、10 日間)

重点推進施策

4

放課後児童と青少年の育成施策の推進

取り巻く状況



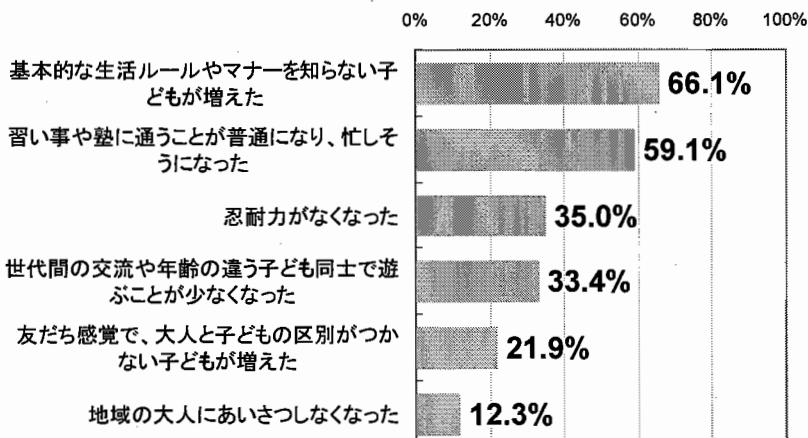
子どもや青少年が、安心して過ごせる場や生き生きと活動できる場が必要

核家族化や都市化、地域の人のつながりが薄れたことなどにより、子どもや青少年の異なる世代との交流機会や自由に遊べる場所が減少し、一方で、子どもや青少年を対象とした犯罪が多発するなど、子どもや青少年の成長を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成 20 年度に、本市が 18 歳以上の市民を対象に実施した次世代育成に関する市民意識調査では、「ルールやマナーを知らない子どもが増えた」など社会性の不足や、「習い事や塾に通うことが普通になり、忙しそうになった」など自由な遊びの中で創造性を發揮する機会の減少を感じる声が多くなっています。

こうしたことから、子どもや青少年が、社会全体に成長を見守られながら、安心して過ごせる場や、様々な人と出会い、生き生きと活動することができる場の確保が求められています。

(問)最近の子どもについてどう思いますか。



(出典) 次世代育成に関する市民意識調査(平成 20 年度、横浜市)

めざすべき姿

放課後児童育成施策の推進により、すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所が提供されています。また、多様な体験活動や青少年の地域活動拠点により、子どもや青少年が、家族や仲間、地域などの他者とのつながりの中で、健やかに成長するために必要な知識・経験・社会性や創造性などを養っています。

具体的な取組

(1) 放課後児童育成施策の推進

「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の“放課後3事業”的推進により、すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所を提供するとともに、活動内容の充実や子どもを預けて安心して働く環境への保護者ニーズの高まりといった社会環境の変化を踏まえて、放課後児童育成施策の方向性について検討を行います。



△放課後キッズクラブ

目標

- 放課後児童育成施策(放課後3事業)の登録児童数の増：
101,725人→105,000人(全児童数：約195,000人)
- 放課後キッズクラブの数の増：64か所→69か所
充実型はまっ子ふれあいスクールの数の増：22か所→33か所



△プレイパーク

(2) 子どもや青少年の体験活動の充実

子どもや青少年が、成長段階に応じて必要な知識・経験・社会性や創造性を養うことができるよう、子どもの冒険的遊び場として公園の一部を活用するプレイパーク事業や、青少年のための自然体験、科学体験、社会体験事業の推進により、多様な体験活動や他者との交流機会の充実を図ります。

目標

- プレイパークの利用者数の増：
延べ73,960人→77,000人(11か所→14か所)
- 青少年育成協会や野外活動施設により実施される、自然体験・科学体験・社会体験等の体験活動に参加した青少年の人数の増：
46,687人→48,700人
(青少年育成協会と体育協会の連携事業や、はまぎんこども宇宙科学館とサイエンスフロンティア高校の連携事業の新規実施による増)



△青少年の体験活動



△青少年の地域活動拠点

(3) 青少年の地域活動拠点の設置

主に中・高校生世代の青少年が、気軽な居場所として仲間や異世代と交流することができ、地域の資源・人材のネットワークを活用した様々な社会体験、職業体験、学習サポート等を利用できる「青少年の地域活動拠点」の設置を進めます。

目標

- 青少年の地域活動拠点の参画・利用者数の増：
延べ18,190人→30,000人(5か所→8か所)

中期計画目標値：
70,000人(18か所)
(H22年度末)

重点推進施策

5

取り巻く状況

困難を抱える若者の自立支援の充実

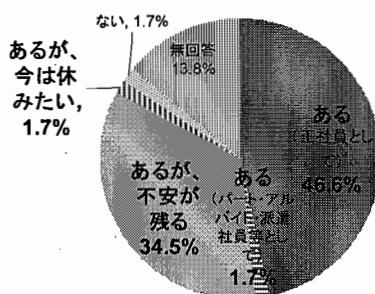
困難を抱える若者の 8 割が就労希望に対し、企業は雇用意向なしが 8 割

引きこもりや無業状態などの困難を抱える若者については、本人対象のアンケートでは、8 割超が就労意向があると答えている一方、市内企業に向けたアンケートでは、8 割超が若年無業者であるというだけで雇用意向はないと回答するなど、非常に就労が難しい状況に置かれています。

また、困難を抱える若者が引きこもりや無業状態の状態になるまでの原因や経歴、現在の置かれた状況は多種多様であることから、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

若年無業者の就労意向

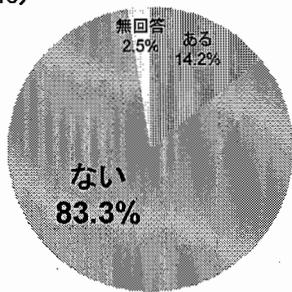
(問)これから就労する意欲はありますか。
(若年無業者及び社会的引きこもり層本人、n=58)



(出典) 青少年の自立支援のための実態調査(平成 18 年、横浜市)

企業の雇用意向

(問)就労が困難な若年無業者を雇い入れる意向はありますか。(横浜市内に本社・本店がある従業員 50 人以上の企業、n=316)



(出典) 人材育成・活用ニーズ調査(平成 19 年、横浜市)

※「若年無業者」

学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない 15 歳～34 歳の個人(失業者含む)。

めざすべき姿

横浜に暮らす、ひきこもりや無業状態など困難を抱える若者が、自立支援機関・企業・地域等のネットワークによる、一人ひとりの状況に応じた相談支援や多様な社会参加・就労支援プログラム等、社会参加から就労、職場定着までの一貫したきめ細かな支援を受けて自立し、生き生きとした人生を送ることが可能となっています。

具体的な取組

(1) 困難を抱える若者に対する相談支援機能の充実

困難を抱える若者に対する相談支援機関として、社会参加に向けた支援を行う「青少年相談センター」、職業的自立を支援する「よこはま若者サポートステーション」、地域における支援を行う「地域ユースプラザ」の機能充実や連携を図ります。

また、福祉・教育・就労・司法等の多分野にわたる関係機関のネットワー

クづくりや、ネットワークを有効に活用できる人材の育成により、若者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制を充実します。

中期計画目標値：
よこはまサポートステーションの利用者数
10,400人（H22年度末）
地域ユースプラザの利用者数
13,500人（H22年度末）



▲よこはま若者サポートステーション

目標

- よこはま若者サポートステーションの利用者数の増：
延べ 9,839 人→11,200 人（出張相談、セミナーの新規実施）
- 地域ユースプラザの利用者数の増：
延べ 6,363 人→8,000 人（2か所→3か所）

（2）困難を抱える若者に対する社会参加・就労支援プログラムの拡充

困難を抱える若者の社会参加や就労に向けた支援を進めるため、企業やNPO、学校教育機関、商店街、農業従事者などと連携しながら、集団生活による生活訓練、ボランティア・就労体験など、若者一人ひとりの状況に応じた多様なプログラムの提供を拡充します。



▲よこはま型若者自立塾

目標

- 青少年相談センターなどの相談支援機関が実施する社会参加・就労体験プログラムの利用者的人数の増： 延べ 3,469 人→4,300 人
- 「よこはま型若者自立塾」の参加者的人数の増：
延べ 1,440 人→3,280 人
(秋季・春季の計 2回→長期 4回・短期 4回の計 8回)

（3）困難を抱える若者の雇用促進

困難を抱える若者の就労に向けて、駅周辺や区役所などの出張就労相談や、専門学校との連携による資格取得講座、市内企業等との連携によるインターンシップの実施など、実践的な支援を行います。

また、横浜市とその関係機関が実施する自立支援・雇用促進の取組みを総合的に情報発信するウェブサイトを通じて、困難を抱える若者と、企業・NPO・行政などが日常的に交流し、相互の理解を深めることができる環境を創出します。

目標

- 横浜市の自立支援・雇用促進の取組みによって就労した、困難を抱えた若者的人数の増：160 人→300 人
<内訳>
 - ・よこはま若者サポートステーション：132 人→205 人
(出張就労相談の新規実施等)
 - ・よこはま型若者自立塾：7 人→37 人
 - ・経済観光局との連携事業等：21 人→58 人

重点推進施策

6

母子家庭等の自立支援への対応強化

取り巻く状況

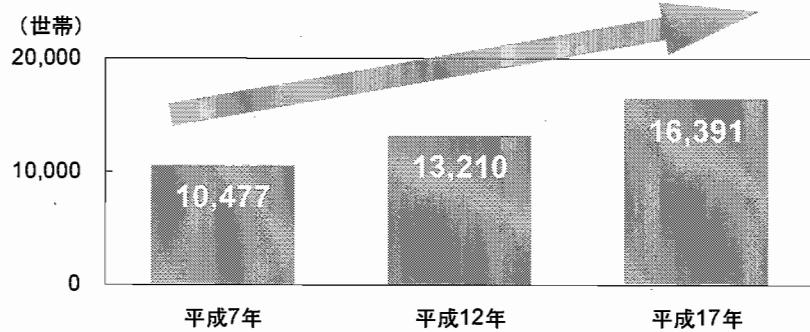
母子家庭等の自立支援策の充実が必要

本市母子世帯数は、平成 12 年から平成 17 年までの 5 年間で 24% 増と大きく増加しています。本市調査によると、年間の世帯総収入(児童扶養手当・養育費等を含む)において、母子家庭の約半数(45%)が 300 万円未満という厳しい状況にあります。また、父子家庭においても、一般世帯に比べ収入の低い傾向があります。

このように、母子家庭等の多くは、経済的不安や児童の養育、健康面での不安など、生活する上で様々な課題を抱えており、自立支援策のより一層の充実が求められています。

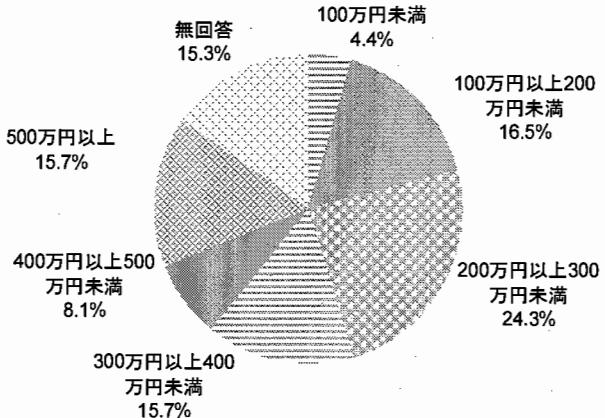
また、特に DV 被害者等で母子生活支援施設に入所した母子家庭等の場合、退所後も住まいや就労、子育て等で深刻な課題を抱えているケースが多く、よりきめ細かな支援が求められています。

横浜市の母子世帯数



(出典) 国勢調査統計

横浜市の母子家庭の世帯収入(児童扶養手当・養育費等を含む)



(出典) 平成 20 年度横浜市ひとり親家庭アンケート調査

めざすべき姿

子育てと生計維持の役割を一人で担う母に対し、就労相談や情報提供などの就労支援に加え、子育てや生活への総合的な支援が充実し、世帯の生活の安定・向上とともに、児童の健全な成長が確保されています。

また、DV被害者等による母子生活支援施設利用世帯が、関係機関の協力の下に専門的な支援を受け、退所後も安定・継続して地域で生活できている。

具体的な取組

(1) 母子家庭の母に対する就労支援

相談から就職につなげるまでの継続的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」を中心に、ハローワーク等関連機関と協働して就労支援セミナーなどを開催し、母子家庭の母の経済的な自立を目指します。



目標

- 年間支援者数の増：延べ 2,233 人 → 2,300 人
- 就労者数の増：236 人 → 250 人
- 支援セミナー開催：9 回

(2) DV被害者等に対する地域での安定した生活に向けた支援

DV被害者等の母子家庭が、母子生活支援施設退所後においても地域で安定した生活が送ることができるよう、退所後 1 年間、住まい探しや就労などの課題解決に向けて、専門支援員が訪問・電話相談等のフォロー支援を行います。

また、母子世帯等の保護者が夜間に急用ができた際に、地域の母子生活支援施設に一時的に子どもを預けられる夜間養護(トワイライトステイ)を実施するなど、母子家庭等が地域で自立した生活が営めるよう支援を行います。

このほか、母子家庭等の課題解決において関係機関の役割分担や連携・協力体制を強化し、研修や連絡会を実施します。

中期計画目標値：
6 か所(H22 年度末)

目標

- 母子生活支援施設の退所者向けフォロー支援者の配置：
3 か所 → 4 か所
- 夜間養護(トワイライトステイ)の実施施設：1 か所

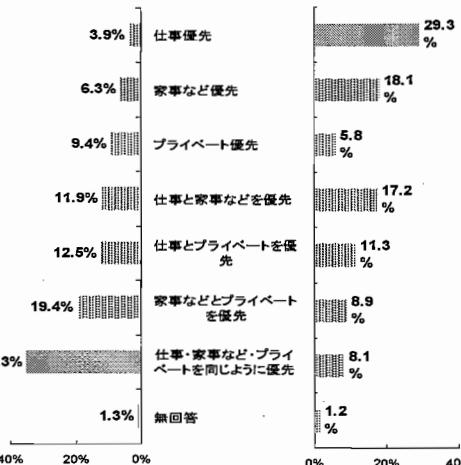
子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の実現

取り巻く状況

ワーク・ライフ・バランス – 仕事と生活の調和の現状

本市のニーズ調査(市民意識調査)において、18歳から49歳の市民を対象に、生活における時間の使い方の「理想」と「現実」について尋ねたところ、「仕事、家事、プライベートを同じように優先したい」とする理想に対し、「仕事優先」となっている現実が浮かび上がりました。さらに男女別にみると男性にその傾向が強く、父親の育児参加の難しさがうかがえます。

【理想】

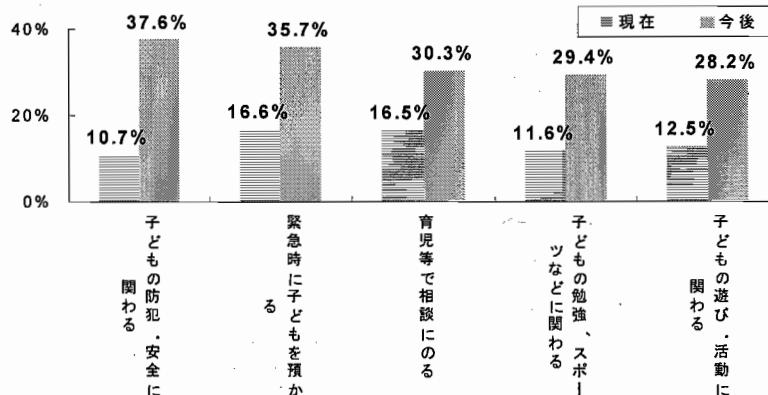


【現実】

(出典) 次世代育成に関する市民意識調査(平成 20 年度、横浜市)

子どもの関わりでやってみたいこと – 積極的な意向も

18歳以上の市民を対象に「今後、子どもの関わりでやってみたいこと」について聞いたところ、「子どもの防犯、安全」「一時的に子どもを預かる」「困ったら相談にのる」こうした項目が上位に挙がっています。子育てを見守る市民も、地域の子育てには関心が高く、今後積極的な関与をしていきたいとする意向がみられます。この市民・地域の力を、子育て中の家庭の支援、次代を担う子どもたちの育成にいかしていく必要があります。



※3つまでの複数回答(一部抜粋) (出典) 次世代育成に関する市民意識調査(平成 20 年度、横浜市)

めざすべき姿

仕事と子育てを両立できる職場環境が整うなど、ワーク・ライフ・バランスの取組が進み、子育て期においてもやりがいや充実感を感じながら働き、また楽しく子育てができる社会が推進されています。

また、支援を必要とする子どもや青少年・保護者が、各種のサービスを利用できる環境が整い、市民・企業・行政などが一つになって地域で子育て家庭を支えることで、子どもや青少年一人ひとりが、安心して毎日を暮らし、それぞれの可能性を伸ばしながら成長していくことができるまち「よこはま」が実現しています。

具体的な取組

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスへの理解や取組を推進するため、セミナーの開催やリーフレットの発行などにより、市内企業や市民に向けた普及啓発を行います。また、子育てしながら安心して働き続けられる職場環境の整備を促すため、事業所内保育施設の設置の支援を行います。



目標

- 企業向けセミナー：1回、参加者数 100 人
- 市民向け講演会：1回、参加者数 300 人
- 小規模事業所内保育施設への整備補助：1事業所



(2) 子育て家庭応援事業「ハマハグ」の実施

小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛する店舗・施設から、子育て家庭向け的心配りや設備・備品の利用、割引・優待などの様々なサービスが受けられる、子育て家庭応援事業「ハマハグ」を推進します。引き続き市内の協賛店・施設の増を図るとともに、新たに市内の保育所、幼稚園、小学校に通う児童のいる全家庭に登録証を配布し、利用の促進と事業のPRを行います。

【サービスの例】

ベビーカーでの入店の配慮、授乳スペースの提供、粉ミルクのお湯の提供、商品の割引 など

目標

- 市内で協賛する店舗・施設の数
1,613 店舗・施設→5,000 店舗・施設（3,387 店舗・施設の増）
- 市内の保育所、幼稚園、小学校に通う児童のいる全家庭への登録証の配布と事業 PR の実施

(3) 子どもの不慮の事故の予防推進 新規

低年齢児の不慮の事故の死亡原因を見ると、家庭内の事故が多く報告されており、事故を未然に防ぐには、保護者の事故予防に対する意識を高めることが重要です。

子どもの不慮の事故の予防に関する情報を集めたポータルサイトの開設のほか、関係区局が連携して事業の検討・実施を図るなど、こども青少年局が中心となり子どもの不慮の事故の予防推進に取り組みます。

目標

- ポータルサイトの開設:8月
- 「子どもの事故予防対策検討会」の開催:4回
- 区局が連携した取組の実施:3件

(4) 次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定 新規

次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される「まち」よこはまを目指し、次世代育成支援対策推進法に基づく後期計画(計画期間:平成22年~26年度)を策定します。横浜の子育て環境について市民同士が意見交換するシンポジウム等を開催し、市民意見を取り入れた計画策定を進めます。

目標

- 子育て支援シンポジウム等の開催:4回
- 計画の確定:3月

「次世代育成支援行動計画」とは?

次世代育成支援行動計画は、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づいて、全市町村、全都道府県が、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るために策定する計画です。本市では、「かがやけ横浜こども青少年プラン」(計画期間:平成17~21年度)を策定し、推進しています。

この計画は、地域で子育て家庭を支え、子育ての意義や喜びを地域全体で共有できる仕組みづくりを進めることで、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ「まち」よこはまを創っていくことを目指しています。本年度は平成22~26年度を計画期間とする後期計画の策定を進めます。



©やなせ・F・N



横浜市 コード 30
2025年までに温室効果ガス排出量を30%削減!

